

オンライン化を実施する行政手続の一覧等

目次

I	行政手続のデジタル化	1
1.	情報システムの整備に関する基本的な考え方	1
(1)	利用者中心の行政サービスの実現等	1
(2)	費用対効果の精査	2
(3)	クラウドサービスの利用	2
2.	情報システムの整備	2
2. 1	行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備	2
(1)	国の行政手続の原則オンライン化	2
(2)	地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備	4
2. 2	添付書類の省略に係る情報システム整備	4
2. 3	行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備	8
3.	情報システムの整備に当たり講ずべき施策	10
(1)	業務改革（BPR）の実施	10
(2)	行政機関等による情報システムの共用の推進	12
(3)	データの標準化・APIの整備	12
(4)	情報セキュリティ対策・個人情報の適正な取扱い等	14
(5)	デジタルデバイドの是正	15
(6)	国民等への広報	15
(7)	KPIの設定	15
※II～IV	について	16
II	オンライン化等を実施する行政手続等	18
1.	国民等、民間事業者等と国等との間の手続	18
1.	金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）	19

2.	国家資格証のデジタル化（◎デジタル庁、内閣府、こども家庭庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）	21
3.	恩給関係請求手続（◎総務省）	25
4.	電波法、電気通信事業法及び放送法に係る申請等（◎総務省）	26
5.	在留資格に関する手続（◎法務省、デジタル庁）	28
6.	登録支援機関関係手続（◎法務省）	29
7.	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関連手続のデジタル化（◎法務省）	30
8.	在外公館等における証明申請（◎外務省、デジタル庁）	31
9.	在外公館における査証申請・交付（◎外務省、デジタル庁）	33
10.	旅券の発給申請等（◎外務省、デジタル庁、法務省）	34
11.	APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等（◎外務省）	35
12.	死亡等に関する事項の税務署長への通知（◎財務省、総務省、法務省）	36
13.	中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験関係手続（◎文部科学省）	37
14.	技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省）	38
15.	生活保護の指定医療機関関係手続（◎厚生労働省）	39
16.	肥料登録申請等（◎農林水産省）	40
17.	農林水産省所管行政手続のオンライン化（◎農林水産省）	41
18.	家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等（◎農林水産省）	42
19.	アルコール製造事業の許可申請等（◎経済産業省）	43
20.	揮発油販売業者の登録申請等（◎経済産業省）	45
21.	経済産業省所管行政手続のオンライン化（◎経済産業省）	47
22.	事業継続力強化計画認定申請（◎経済産業省、デジタル庁）	48
23.	電気・ガス事業者による申請・届出等（◎経済産業省）	49
24.	特許庁からの発送手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁）	50
25.	特許庁における書面手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁）	51
26.	経営革新計画の承認手続（◎経済産業省、デジタル庁）	52
27.	産業保安・製品安全法令に基づく手続の利用率向上（◎経済産業省）	53
28.	技能検定試験受検申請（◎国土交通省）	54
29.	航空従事者技能証明の申請等（◎国土交通省）	55
30.	航空法に基づく申請等（◎国土交通省）	56
31.	自動車保有関係手続等（◎国土交通省、デジタル庁）	57
32.	住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省）	58
33.	宅地建物取引業免許等関係手続（◎国土交通省）	59
34.	特定車両停留施設における停留許可関係手続（◎国土交通省）	60
35.	汎用受付システムで実施する国土交通省関係手続（◎国土交通省）	61

36.	PSカード申請手続（◎国土交通省）	64
37.	賃貸住宅管理業登録関係手続の利便性向上（◎国土交通省）	65
38.	外来生物法に基づく各種手続等（◎環境省、農林水産省）	66
39.	環境法令に基づく各種届出等（◎環境省）	67
40.	J-クレジット制度における手続（◎環境省）	68
41.	中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続（◎防衛省）	69
42.	陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続（◎防衛省）	70

2. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続 71

43.	特定非営利活動促進法関係手続（◎内閣府）	72
44.	遺失物関係手続（◎警察庁）	74
45.	消防法令における申請・届出等（◎総務省）	75
46.	住民税の特別徴収税額通知の電子化等（◎総務省）	77
47.	指定難病等の医療費支給認定の申請（◎厚生労働省、デジタル庁）	78
48.	事業主健診に関する記録の提供（◎厚生労働省）	79

III 添付書類の省略を実施する行政手続 80

1. 登記事項証明書の添付省略 80

(1)	法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築（◎法務省、デジタル庁）	81
(2)	登記事項証明書（商業法人）の添付を省略する手続	82
49.	供託の申請、供託物の払渡請求等の手続（◎法務省）	83
50.	食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省、デジタル庁）	83
51.	農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用する手続（◎農林水産省）	83
52.	経営革新等支援機関等の認定等申請手続（◎経済産業省、デジタル庁）	83
53.	建設関連業者の登録申請における利便性向上（◎国土交通省）	84

2. 戸籍謄本等の添付省略 85

(1)	情報連携等の仕組みの構築（◎法務省）	86
-----	--------------------	----

3. 住民票の写し等の添付省略 87

54.	電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（◎総務省）	88
-----	-------------------------------	----

4. その他の書類の添付省略 89

55.	輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）	90
-----	--------------------------	----

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等..... 91

1. オンライン化の共通基盤..... 91

- 56. e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応 (◎デジタル庁) 92
- 57. 法人向けの行政手続のデジタル化 (◎デジタル庁) 92

2. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続..... 93

- 58. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の機能強化 (◎内閣府、デジタル庁) 94
- 59. 拉致被害者等に対する支援関係手続の利便性向上 (◎内閣府) 94
- 60. 独占禁止法等に基づく手続 (◎公正取引委員会) 94
- 61. 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上 (◎警察庁) 94
- 62. 金融分野における手続の電子化 (◎金融庁) 95
- 63. 政府調達手続の利便性の向上 (◎デジタル庁) 95
- 64. 令和6年全国家計構造調査のオンライン回答の利便性向上 (◎総務省) 95
- 65. 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化 (◎総務省、デジタル庁) 95
- 66. 令和5年住宅・土地統計調査のオンライン回答の利便性向上 (◎総務省) ... 96
- 67. 令和7年国勢調査のオンライン回答の利便性向上 (◎総務省) 96
- 68. 政治資金関係申請等の利便性向上 (◎総務省) 96
- 69. 国税関係手続における自己情報のオンライン確認 (◎財務省、デジタル庁) . 96
- 70. 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等 (◎文部科学省、デジタル庁) . 97
- 71. 「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」を利用した手続の利便性の向上 (◎厚生労働省) 97
- 72. 労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上 (◎厚生労働省) 98
- 73. 医薬品等製造業等の許可申請等 (◎厚生労働省) 98
- 74. 国民生活基礎調査の調査票の提出 (◎厚生労働省) 99
- 75. 品種登録のオンライン出願の利便性向上等 (◎農林水産省) 99
- 76. 家畜人工授精所の運営状況報告手続 (◎農林水産省) 99
- 77. 外為法に基づく許可承認等手続のオンライン利用拡大 (◎経済産業省) 99
- 78. 確認を受けた新規化学物質に係る報告 (◎経済産業省、厚生労働省、環境省) 100
- 79. 経営力向上計画の認定申請の利便性向上 (◎経済産業省、デジタル庁) 100
- 80. 特定技能外国人材 (製造3分野) ポータルサイトの利便性向上 (◎経済産業省) 100

81.	中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定申請の利便性向上（◎経済産業省、デジタル庁）	100
82.	審査・リコール課個別業務システムの利便性向上（◎国土交通省）	101
83.	道路占用許可申請手続の利便性向上（◎国土交通省）	101
84.	特殊車両通行手続の利便性向上（◎国土交通省）	101
85.	建築設備及び昇降機等の定期検査における報告の利便性向上（◎国土交通省）	101
86.	無人航空機関係手続の利便性向上（◎国土交通省）	101
87.	温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理の実現による、利用者の利便性向上（◎環境省）	102
88.	犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録（◎環境省）	102

3.	国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続	103
-----------	---------------------------------	------------

89.	警察における行政手続の利便性向上（◎警察庁）	104
90.	食品衛生営業許可申請等の利便性向上（◎厚生労働省、デジタル庁）	104

4.	その他	105
-----------	------------	------------

91.	国家公務員等への旅費の支給等のクラウドサービス利用による利便性向上（◎デジタル庁）	106
92.	震度情報ネットワークシステムの機能強化（◎総務省）	106

V	地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続	107
----------	----------------------------------	------------

I 行政手続のデジタル化

デジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する（デジタルファースト）、②一度提出した情報は、二度提出することを不要とする（ワンスオンリー）及び③民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する（コネクテッド・ワンストップ）。）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化を原則とした。同法を踏まえ、以下のとおり、行政手続のデジタル化に向けた方針を示す。

各府省庁は、この方針に従って、IIからIVまでに記載する対象行政手続について、必要な情報システム整備等を行い、オンライン化等を順次実施する¹。

その他の手続についても、順次、オンライン化等の検討を行い、その内容を具体化していくこととする。新たにオンライン化等の検討を行う際には、本章の行政手続のデジタル化に向けた方針を踏まえることとする。具体的なオンライン化等の方法としては、既存の情報システム（マイナポータル、e-Gov等）の利用を第一に検討し、既存の情報システムでは対応できない場合や、件数が少なく費用対効果等の観点から情報システム整備等が適当ではない場合には、手続等の性質等も勘案しつつ、各府省庁ウェブサイト内の簡易な申請ページによる方法や電子メールによる方法等で対応する。デジタル庁及び内閣府は連携して、新たにオンライン化することとされた行政手続について、その取組状況をフォローアップする。

また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、行政手続における書面・押印・対面の抜本の見直しがなされた結果、99%超の手続で押印義務が廃止され、97%超の手続が2025年（令和7年）末までにオンライン化する方針が示された。各府省庁は、各府省庁における書面・押印・対面規制の見直し方針に従って、法令等の改正も含めた改革を着実に実行する。あわせて、各府省庁は規制改革実施計画に従い、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を行う。また、ワンスオンリーの実現には、参照する情報としてベース・レジストリの整備が必須である。さらに、実現に当たってはデータ共有のルール変更も必要であり、これらの取組を総合的に推進していく。

1. 情報システムの整備に関する基本的な考え方

(1) 利用者中心の行政サービスの実現等

利用者中心の行政サービスの実現並びに行政運営の簡素化及び効率化に向け、デジタル化の前提として業務改革（BPR）や制度そのものの見直しを実施した上で、行政サービスの100%デジタル化のために、各府省庁は、情報システム整備方針において定めるサービス設計12箇条に基づき、手続の申請者が、本人か代理人か、個人か法人か、地域別、世代別、

¹ 2021年（令和3年）12月24日から2027年（令和9年）3月31日までをこの計画の対象期間とする。ただし、個別施策について更に長い期間を設定することが適当な場合はこの限りではない。

世帯構成別など申請者の分類に応じた利用者のニーズを把握・分析した上で、利用者の多い手続など国民の利便性の向上につながる行政手続から優先的に、オンライン化、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備を行い、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスの実現を目指す。その際、行政サービスの確実・迅速な提供のため、事務処理を行う行政機関内のデジタル化に取り組むことを徹底する。

政府機関が提供する情報に誰もが素早くアクセスできるように、標準化・統一化のための原則・ルール等をまとめた「デザインシステム」を策定し、各府省庁ウェブサイトの標準化・統一化を段階的に実施する。

また、行政サービスのデジタル化に当たっては、全ての国民がその恩恵を受けられるようにデジタルデバイドの是正に取り組む。

(2) 費用対効果の精査

オンライン化、添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備に当たっては、費用の適正化と行政サービスの向上を両立させるため、各府省庁は、国の行政機関等の情報システム整備等に要する費用とこれにより生じる利用者側の効果、行政機関側の効果、業務改革（BPR）による効果等を勘案し、費用対効果の精査を十分に行った上で、行政手続のデジタル化を推進する。

(3) クラウドサービスの利用

必要となる情報システムの整備に当たっては、迅速かつ柔軟に進めるため、クラウド・バイ・デフォルト原則を徹底し、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせる設計思想に基づいた整備を推進する。

2. 情報システムの整備

2. 1 行政手続のオンライン化の原則に係る情報システム整備

(1) 国の行政手続の原則オンライン化

法令に基づく国に対する申請等及び国に対する申請等に基づく処分通知等については、オンライン化することが適当でない手続又は費用対効果が見合わない手続を除き、添付書類の提出、本人確認及び手数料納付も含む手続全体をオンラインで実施できるようにすることを原則とし、各府省庁は、速やかにオンライン化の実現に取り組む。

行政手続のオンライン化に当たって、各府省庁は、利用者に対して同種のサービスを提供しているため統一的な取扱いとする必要がある手続や一連のサービスの一部を成している複数の手続など、関連する手続を行政サービス単位で集約してオンライン化を行うことにより利用者の利便性向上を図る。

行政手続における本人確認及び手数料納付のオンライン化の方針は以下のとおり。

ア. 本人確認のオンライン化

行政手続のオンライン化に当たっては、各府省庁は、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に基づき、各手続の特性や利用者の利便性を総合的に勘案して、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用など各手続に見合った本人確認のオンライン化を行う。

法人や個人事業主向けの行政手続であり、同ガイドラインに基づくオンラインによる本人確認の手法が手法例のレベル B 又は C（同ガイドライン表 3-3 参照）と同レベルと整理された手続については、デジタル庁が提供する事業者向けの共通的な認証システムである G ビズ ID を利用できる。各府省庁は原則これを利用することを検討する。

なお個人事業主については、2022 年度（令和 4 年度）以降システム整備が完了次第、マイナンバーカードの公的個人認証による本人確認に移行する。

電子署名については法務省が商業登記電子証明書を法人に提供しているが、現行のソフトウェアをダウンロードして活用するローカル署名方式から、リモート署名方式へのシステム見直しを進めることで法人の電子署名に関する利便性向上を目指す。

イ. 手数料納付のオンライン化

行政手続のオンライン化に当たっては、各府省庁は、利用者の利便性向上のため、行政手続に係る手数料等の支払が必要な場合は、クレジットカード、QR コード、財務省の歳入金電子納付システム（以下「REPS」という。）等を活用したインターネットバンキングなどによる支払のオンライン化を実現する。

REPS の活用に当たっては、REPS と連携する汎用受付システムが整備されていない府省庁において、同一府省庁内で REPS と連携している情報システムとの共用又は e-Gov において整備する政府共通の REPS 連携機能の活用を検討する。また、デジタル庁は、クレジットカード納付等の機能を提供する政府共通決済基盤の構築を行うとともに、当該基盤と e-Gov との連携のために必要な機能の整備を行う等行政手続に係る手数料等の支払のオンライン化の効率的な在り方を検討し、各府省庁はその検討を踏まえた対応を検討する。

また、手数料納付が必要な行政手続については、行政手続のオンライン化による窓口対応や行政内部の事務処理の効率化など事務処理コストの低減を前提に、各府省庁は、利用者がオンラインにより手続を行った場合の手数料等の減額の検討や適切な手数料等の設定を行う。

以上の方針に基づき、具体的には、今後、Ⅱに掲げる手続について、オンライン化に必要な情報システムの整備等を進める。各府省庁は、プロジェクト計画書等において、より詳細な取組内容について示す。なお、情報システムの整備には、各府省庁自らが新たに情報システムを整備する場合だけでなく、政府全体又は各府省庁が情報システムを共用する場合、既存の民間サービスを活用する場合を含む。

上記の取組により、法令に基づく国の行政手続件数の約 9 割超について、オンライン化が実現する見込みだが、オンライン化未実施の手続については、次年度以降も、情報システム整備等に要する費用と利用者側の効果、行政機関側の効果、業務改革（BPR）による効果等を勘案し、費用対効果の精査を十分に行った上で、手続件数が多いものから、順次、オンライン化を推進する。

デジタル庁は、デジタル手続法に基づき、行政手続等の棚卸調査において、各府省庁の協力を得つつ、結果を取りまとめ、公表する。特に、オンラインによる申請等を受け付けているにもかかわらず、書面による通知や許可書等の交付を行っている場合は、エンドユーザーの観点から書面により行う必要性を見直し、交付等の後に関係者に当該書面を示す必要がある手続であっても、既存の公的な書面等への一体化等を積極的に検討する。

(2) 地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備

法令等に基づいて地方公共団体等が行う行政手続についても、国の行政機関等が行う行政手続と併せてオンライン化を行うのが合理的である場合等には、国が情報システムを整備して、オンラインで利用できるようにするなど、地方公共団体等の意見を十分に聞きながら、可能な限り地方公共団体等の負担にならない仕組みを構築する。また、オンライン化の障壁となる制度についても、必要に応じて見直しを行う。

なお、民間事業者等が社会経済活動を行うために地方公共団体に対して行う申請・届出等については、原則として、既存の共通機能である e-Gov 等を活用した行政手続のオンライン化・標準化を図ることとし、関係府省庁は、各府省庁における具体的方針等に従ってオンライン化に取り組む。

2. 2 添付書類の省略に係る情報システム整備

既に行政機関が保有している情報について、行政手続において添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、行政機関間の情報連携等によって添付書類を省略する必要がある。このため、行政機関が作成する添付書類に記載されている情報の提供側の行政機関において、行政機関等の情報連携の仕組み等の整備を推進するとともに、情報の入手側の行政機関において、添付書類の必要性を精査した結果、なお提出を求める必要がある添付書類については、費用対効果を踏まえて、既に存在する、又は整備が予定されている情報連携の仕組みの活用を推進する。また、データ連携においては機械判読可能なデータとして整備することを原則とする。

また、情報連携による省略が困難な添付書類については、少なくとも申請者がオンラインで提出することを可能とするなど、可能な限り一連の手続がデジタルで完結するように取り組む。

添付書類について、行政機関以外の民間事業者等が作成している場合は、当該書類に係る制度を所管する府省庁や当該書類の提出を求めている行政手続を所管する府省庁において、作成者に対するデジタル化の働きかけを行い、オンラインによる提出を可能とするように取り組む。

特に、添付を求める場合が多く、行政機関が作成する以下のアからオまでの添付書類については、次のとおり省略に向けた取組を進め、このうち、Ⅲに掲げる登記事項証明書及び戸籍に関する行政機関間の情報連携の仕組み等の整備並びに各府省庁の手続における当該仕組み等の活用について、順次、必要な情報システムの整備を進める。各府省庁は、これらの手続について、プロジェクト計画書等において、より詳細な取組について示す。

デジタル庁は、適宜、以下のアからキまでの書類の添付を求めている手続について、添付書類の省略に向けた検討状況について調査を行い、その結果を踏まえて、更なる添付書類の省略を推進する。

ア. 登記事項証明書

登記事項証明書(商業法人)は、法人の实在等を証明することを目的として、年間約 1,400 万件(2021 年(令和 3 年))が発行されており²、法令に基づき、約 2,400 種類以上³の行政手続において添付を求めることとなっている。また、登記事項証明書(不動産)は、土地・建物の所有権等を証明することを目的として、年間約 3,400 万件(2021 年(令和 3 年))が発行されており、法令に基づき、約 400 種類以上の行政手続において添付を求めることとなっている。

各府省庁は、登記事項証明書(商業法人)の添付を求めている手続のうち、申請書等に記載された法人の商号(名称)及び本店(主たる事務所)の所在地を確認している場合、国税庁が整備・運用している法人番号公表サイトを利用することにより情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。次に、申請書等に記載された法人の商号(名称)、本店(主たる事務所)及び代表者の資格・氏名を確認している場合、商業登記電子証明書の送信を受けて情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。また、法令に基づいて登記事項証明書の添付を求めることとなっている国の行政手続について、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成 11 年法律第 226 号)に基づく登記情報提供サービスを利用して登記情報(商業法人及び不動産)を確認することでも、省略が可能である。

これらに加えて、法務省において、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」⁴に基づき、登記情報(商業法人及び不動産)について、2020 年(令和 2 年)10 月に、国の行政機関との間の登記情報連携⁵の運用を開始している。

2021 年(令和 3 年)3 月 31 日時点では、法令に基づいて登記事項証明書の添付を求めることとなっている国の行政手続のうち、登記事項証明書(商業法人)について約 1,400 種類、登記事項証明書(不動産)について約 250 種類の手続において、添付書類の省略を実施予定又は実施可能とされていたところ、実際に登記情報連携の利用が開始されたのは、2023 年(令和 5 年)3 月末時点で、登記事項証明書(商業法人)では 989 種類、登記事項証明書(不動産)では 86 種類の手続となっている。添付書類の省略の実現に至っていない手続については、引き続き、法務省は、デジタル庁と連携し、各府省庁に対する登記情報

² 「e-Stat(政府統計の総合窓口)」に掲載の登記統計「21-00-83 法務局及び地方法務局管内別 登記事項証明書の交付等の件数」

³ 2021 年度(令和 3 年度)の行政手続等・行政保有データ(行政手続等関連)の棚卸調査の結果による。手続数は登記事項証明書を添付書類として求めることがある手続の種類数の合計値である。以下の手続の種類数についても同様である。

⁴ 2016 年(平成 28 年)10 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定

⁵ 法令に基づき申請等に添付することが規定されている登記事項証明書について、その添付を省略することを目的に、行政機関等が登記情報連携システムを利用して、商業・法人登記情報又は不動産登記情報を取得すること。

連携の利用の促進に係る働きかけを継続するとともに、各府省庁は、添付書類の省略の実現に向けて取り組む。

他方、地方公共団体については、従来、登記情報連携を利用した登記事項証明書の添付省略を実施することはできなかったが、2023年（令和5年）2月から、一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用が開始された。今後は、先行運用を概念実証として活用するとともに、地方公共団体における登記情報連携の全国的な利用拡大に向け、拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を2023年度（令和5年度）中に実施し、その結果に基づき、必要な措置について検討する。

イ. 戸籍謄本等

戸籍謄本・抄本は、身分関係等を証明することを目的として、年間約3,900万件（2021年度（令和3年度））が発行されており⁶、法令に基づく約500種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっている。

2019年（令和元年）5月に、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が成立し、マイナンバー法に基づく情報連携の対象に戸籍に関する情報が追加されたことで、2024年（令和6年）3月以降、戸籍情報のマイナンバー制度における情報連携が可能となる予定である。マイナンバー法に規定される事務を所管する各府省庁は、確認すべき事項に係る情報を入手でき次第、戸籍謄本等の提出の不要化を実現する。

また、法務省において、2024年（令和6年）3月以降、行政機関等が電子的に戸籍記録事項の証明情報を確認できる戸籍電子証明書を発行することで、戸籍情報を必要とする行政機関等のニーズを踏まえた戸籍情報連携の仕組みの整備を予定している。

各府省庁において、戸籍謄本等の添付を求める行政手続における添付書類の省略の実現に向けた検討が行われているところ、法務省は、デジタル庁と連携し、戸籍電子証明書の仕組みを活用して戸籍謄抄本の添付省略について各府省庁に対し、必要な協力を行う。民間手続を含め将来的な戸籍情報の利用の在り方について検討を行う等国民目線に立った利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。

ウ. 住民票の写し等

住民票の写し又は住民票記載事項証明書は、現住所等を証明することを目的として、年間約6,000万件（2020年（令和2年））が発行されており、法令に基づく約900種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっている。

各府省庁は、住民票の写し等の添付を求めている手続のうち、申請書に記載された氏名、住所、生年月日及び性別（基本4情報）を確認している場合、マイナンバーカードの券面提示、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用や、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定されている事務では、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人確認情報の提供を受けることで、添付書類の省略が可能である。また、住民票の写し等で申請書に記載された者が同一世帯の者であることや申請書に記載された者の続柄を確認して

⁶ 「e-Stat（政府統計の総合窓口）」に掲載の戸籍統計「21-41-7 法務局及び地方法務局管内別 証明書、謄本、抄本、その他の請求件数及び手数料」

いる場合、マイナンバー法に規定されている事務では、マイナンバー制度における情報連携により情報を取得して確認することで、省略が可能である。

これらの仕組みを活用して、住民票の写し等の添付を求めることとなっている行政手続のうち、法令に基づく約 200 種類の国の行政手続において、添付書類の省略実現に向けた検討が行われており、各府省庁は、順次、省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

エ. 印鑑証明書

印鑑証明書（個人）は、文書の真正性等を証明することを目的として発行されており、法令に基づく約 100 種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっているが、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用等によって本人確認を行うことで、添付書類の省略が可能である。印鑑証明書（個人）の添付を求めることとなっている手続のうち、約 20 種類の行政手続において、添付の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定であり、約 80 種類の行政手続において、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能としている。

また、印鑑証明書（法人）は、同様に文書の真正性等を証明することを目的として、年間約 1,240 万件（2021 年（令和 3 年））が発行されており⁷、法令に基づく約 140 種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっているが、商業登記電子証明書の送信を受けて情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。印鑑証明書（法人）の添付を求めることとなっている手続のうち、約 20 種類の行政手続において、添付の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定であり、約 100 種類の行政手続において、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能としている。

このような仕組みを活用して、各府省庁は、順次、添付書類の省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

オ. 所得証明書・納税証明書等

所得証明書・納税証明書等の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続は約 190 種類以上あり、そのうち、添付書類の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定の行政手続は約 20 種類、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能とする行政手続は約 160 種類となっている。

国税関係情報（納税額、所得金額、未納の税額がないこと等）に関する証明書については、電子納税証明書としてデジタル化が実現しており、さらに、一部の手続については、2023 年（令和 5 年）1 月から、行政機関間の情報連携による添付書類の省略が開始された。

地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）に関する証明書については、マイナンバー法に規定されている事務では、マイナンバー制度における情報連携により情報を取得して確認することで、添付書類の省略が可能となっている。

⁷ e-Stat（政府統計の総合窓口）」に掲載の登記統計「20—00—83 法務局及び地方法務局管内別 登記事項証明書の交付等の件数」

このような仕組みを活用して、各府省庁は、所得証明書・納税証明書等の提出の不要化に取り組む。

カ. 定款等

定款、決算書又は各種資格証明書（以下「定款等」という。）の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続は約 2,400 種類以上あり、そのうち、添付書類の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定の行政手続は約 60 種類、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能とする手続は約 2,000 種類となっている。

定款等の提出については、スキャン等によるイメージデータ等の提出を可能としている手続があるほか、ウェブサイトでの確認の方法による添付書類の省略を予定している手続があり、各府省庁は、このような方法による定款等の提出の不要化又はデジタル化に取り組む。

キ. その他の書面

その他の書面の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続は、約 7,000 種類以上となっている。当該書面の提出については、スキャン等によるイメージデータ等の提出を可能としている手続があるところ、各府省庁は、当該書面の提出のデジタル化に取り組む。

また、デジタル庁は、行政機関を中心とする法人データの連携基盤である G ビズコネクトについて、2022 年度（令和 4 年度）以降、府省庁や民間等のシステムとの連携拡大を図っていく。

G ビズコネクトは、情報システム間の法人データ連携を円滑にし、手続の添付書類省略や、ワンスオンリーの実現を促進する仕組みである。

各府省庁は、G ビズコネクトを活用した法人手続における添付書類の提出の不要化や、他府省庁や民間企業も含めたデータ連携によるサービスの利便性向上を検討する。

2. 3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備

各府省庁は、新たにオンライン化を実現する行政手続だけでなく、既にオンライン化を実現している行政手続においても、利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行った上で、オンラインによる申請時の添付書類の省略を始め、以下のような観点等から費用対効果も踏まえてオンライン利用を促進する方策を検討し、利用者の利便性向上に取り組む。

このうち、IVの行政手続等について、必要な情報システムの整備等を進める。各府省庁は、これらの手続について、プロジェクト計画書等において、より詳細な取組内容について示す。

また、各府省庁は、年間手続件数が多く、民間事業者等が反復的又は継続的に利用する手続を中心として、オンライン利用の更なる推進を図る必要がある手続については、プロジェクト計画書等において、今後の利便性向上に向けた検討状況を示すこととする。

ア. スマートフォン等を利用したオンライン手続における利便性向上

2018 年（平成 30 年）における世帯の情報通信機器の保有状況をみると、スマートフォンの世帯保有率は、パソコンの世帯保有率を上回っていること、また、個人のスマートフォ

ンの保有率が増加傾向にあることを踏まえ、スマートフォンやタブレットを利用したオンライン手続における利便性向上のため、スマートフォン専用画面の整備等を行う。

イ. 受付時間等の拡充

利用者がオンライン手続を行う際に時間の制約を受けることのないように、原則 24 時間 365 日対応を可能とする。あわせて、ヘルプデスク等の受付時間を拡充する。

ウ. 本人確認手法の見直し

本人確認のために電子署名を求めている行政手続について、行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドラインに基づき、個人向けの行政手続におけるマイナンバーカードの公的個人認証機能（利用者証明用電子証明書）、法人や個人事業主向けの行政手続における G ビズ ID の活用等による本人確認手法の多様化を図る。

エ. 代理申請の容易化

代理申請を可能とする場合に、申請者本人の電子証明書及び代理申請者の電子証明書を重ねて提出させることを不要とすること等によって、代理申請の容易化を図る。

オ. オンライン手続時の初期設定の簡易化

利用者がオンラインシステムを短時間で、かつ容易に利用することができるように、初期設定に必要となる専用ソフトウェアのインストール等の不要化や、インストールが必要となる場合であっても、インストールを一括で行えるようにするなど、初期設定の簡易化を図る。

カ. 入力 of 簡易化等

利用者が行政手続を行う際の利便性向上のため、質問に答えていくと申請書等が自動で作成される機能や、チャットボットを活用した Q&A 対応を行う機能等による入力の簡易化等、利用者に分かりやすい UI・UX による申請を可能とする。

キ. 申請画面等のマルチブラウザ対応

複数のブラウザで申請等を可能とすることで、利用者の利便性向上を図る。

ク. 申請画面等の多言語化

外国人利用者向けの申請画面等を多言語化することで、利用者の利便性向上を図る。

ケ. データ容量の制限緩和

オンライン手続を行おうとした利用者が、送信可能なデータ容量の制限のためにオンライン申請を複数回行う必要が生じることがないように、データ容量の制限を緩和する。

コ. データ形式の柔軟化

オンライン手続時に送信するデータ形式について、利用者側で変換を行う必要が生じないよう、利用者の利便性やニーズを踏まえた標準的なデータ形式に対応できるように柔軟

化を図るとともに、業務の安全性及び信頼性を確保することを前提に、解像度や階調の指定等によりイメージデータでの提出も可能とする。

サ. オンライン手続に係る事務処理の効率化

オンライン手続について、その審査・決裁・通知までを一貫してデジタルで処理することによる事務処理の効率化等により、標準処理期間の短縮を図る。

シ. オンライン手続における優遇措置

オンライン手続の利用促進を図るため、オンライン手続における手数料の減額、手続を処理する際の優先的取扱いその他の優遇措置を講ずる。

3. 情報システムの整備に当たり講ずべき施策

(1) 業務改革（BPR）の実施

ア. 行政サービス全体のプロセスの可視化

各府省庁は、既存の行政手続を見直すことなく性急に情報システムの整備を図るなど、オンライン化自体が目的とならないように、本来の目的である行政手続を始めとする行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）に十分な時間をかけて取り組む必要がある。

業務改革（BPR）を行うに当たっては、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握し、行政手続の利用者と行政機関間のフロント部分のデジタル化だけでなく、行政機関内のバックオフィスを含めたプロセスの再設計を行うことが重要である。

その際、サービス提供者の視点だけではなく、利用者の視点に立って、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務について、個人又は法人等の利用者ごとの違いや業務を行っている現場の規模等に応じた「ばらつき」まで詳細に把握・分析した上で、プロジェクトの関係者において的確に行政サービス・業務の状況を共有するため、フロー図等を作成することにより、行政サービス全体のプロセスを可視化する。

イ. 行政手続で求めている情報の点検による添付書類の不要化等

行政手続に係る国の情報システムの整備を行うに当たっては、前提として、そもそも当該行政手続で個々の情報（添付書類又は申請書等の記載事項）をなぜ求めているか、添付書類又は申請書等の記載事項が必要最小限になっているかを精査する。具体的には、例えば、各手続において確認する必要がある最小限の情報（判断材料として必要な情報や、事後の業務に用いるために行政側に残しておく必要がある情報等）を具体的に挙げて、求めている添付書類に記載されている情報及び申請書等の記載事項と突合し、個々に必要性を精査する等により、添付書類の不要化や申請書等の記載事項の削減を図る。

ウ. 行政手続の利便性向上等

各府省庁は、可視化されたプロセスを基に、利用者が申請を行う前に必要となる作業や利用者が審査結果を受領した後に必要となる作業において利便性の向上につながる施策の有無、また、形式的な内容確認のみを行うもの、専門の審査官による実体的な審査を行う

もの等審査内容の種類に応じて発生している問題点を把握・分析し、行政手続の廃止、他の行政手続との統合又は行政手続の利便性向上のための施策について、以下のような観点等から検討を行う。

(a) 行政手続の統廃合

利用者が必要のない行政手続を行うことがないように、行政手続の目的に立ち返って精査を行い、規定時からの社会情勢の変化によって現在では利用の見込みのない行政手続の廃止や他の行政手続と合わせて実施することが効率的な行政手続の統合等を行う。

(b) 申請頻度の削減等

利用者が申請を行う際の負担軽減のため、繰り返しの申請が必要な行政手続については申請頻度の削減を、また出頭を求めている行政手続については出頭回数の削減や廃止を図る。

(c) 事前登録・来庁予約による待ち時間の短縮

対面による本人確認等が必要な手続であっても、申請情報等の事前登録や、来庁予約を可能にすることで、待ち時間の短縮等を図る。

(d) 編集可能な電子ファイルによる申請書様式の提供

利用者が行政手続を行う際の利便性向上のため、当該行政手続に係る情報をウェブサイト等で容易に入手でき、かつ、ウェブサイトの入力フォームを利用して直接申請書の作成を可能とする又は申請書様式の電子ファイルを PDF などの編集不可な形式ではなく、編集可能な形式の電子ファイルで入手可能とする。

(e) 申請書様式の標準化

同一の行政手続を複数の申請先に対して行う必要がある場合に、申請先ごとに申請書の様式が異なるために利用者が同じ情報の入力作業を何度も行う必要が生じること等がないように、申請書様式の標準化を行う。

(f) 申請書におけるプレプリント等

利用者が申請書を作成する際の負担軽減のため、利用者が前回申請時に入力した情報と同じ情報は入力不要とするプレプリント、二次元コードの読み取りによる自動入力並びに法人番号の入力による会社名等の入力省略又は自動入力などの入力の簡易化を図る。

(g) 申請内容のチェック機能の強化等

申請を受け付けた後に申請内容の修正を行う必要が生じた場合、利用者の負担となるとともに行政機関における効率的な処理の妨げとなることから、そのような申請を削減するため、ヘルプデスクの設置、よくある過誤事案を掲載した Q&A 集の公開、申請書作成画面における数値の自動計算や形式チェック機能の強化等を行う。

(h) 業務の集中化等による標準処理期間の短縮

オンライン申請と書面申請が混在することによる業務の煩雑化を防ぐため、オンライン申請の集中処理やオンライン申請時の申請データを活用した自動処理などの業務の効率化による標準処理期間の短縮を図る。

(i) 最新技術の柔軟な活用

業務改革（BPR）の実施に当たっては、利用者の利便性向上及び業務の効率化のため、技術の進展に応じて、行政手続の問合せ対応などの業務における AI や RPA（Robotic Process Automation）等のデジタル技術の活用について、費用対効果を含めた検討を行う。

(2) 行政機関等による情報システムの共用の推進

各府省庁は、可能な限り個別に新規のオンラインシステムを整備することは避け、既存の情報システムや政府全体で共通的に利用する情報システムの活用等、効率的な情報システムの整備による行政サービスのデジタル化を図る。

ア. 既存のオンラインシステム等の活用

各府省庁の汎用受付システム、各府省庁固有のオンラインシステム又は業務システムなどの既存のオンラインシステム等を活用してデジタル化を実現する。なお、各府省庁に既存の汎用受付システムや各府省庁固有のオンラインシステムが整備されておらず、新たにオンライン化を実現しようとする場合には、まず、マイナポータルや e-Gov を活用することを検討する。

イ. クラウドサービスやデジタルインフラの活用による既存のオンラインシステムの統廃合等の見直し

既存のオンラインシステム等について、当該情報システムの利用状況を踏まえて、不要な画面や帳票の有無、機器のスペックの妥当性等の検証を行い、情報システムの不断の見直しを行う。

また、情報システムの整備時期を見据えつつ、費用対効果やサービスレベルの向上、情報セキュリティの対策強化を図るため、ガバメントクラウドや民間を含めた各種クラウドサービスの活用を図る。

さらには、デジタルインフラの整備・利用を進める観点から、マイナポータルや e-Gov 等を活用することによる既存のオンラインシステム等の統廃合や国と地方の申請受付システム等における共通的な機能の一元化、API の共通化について検討を行う。

(3) データの標準化・API の整備

各府省庁は、利用者が行政サービスを受ける際の利便性を向上させるため、各種ガイドラインに沿って、デジタル処理に適するようデータの標準化、API の整備及び分かりやすい形での仕様に関する情報提供を推進し、民間サービスも含めた他サービスとの連携を促進する。

ア. データの標準化

各府省庁は、標準ガイドライン群に定める政府相互運用性フレームワーク（GIF）、実践ガイドブック（文字、マスターデータ等）に基づき、以下のような観点等から行政分野におけるデータの標準化に取り組み、データ連携の環境を整備することにより、行政のみならず民間事業者等における業務の効率化やデータ活用を促進する。

（a）基本的なデータ形式の標準化

日付時刻や住所、電話番号といった基本的なデータについては、GIF を適用してデータ形式の標準化に取り組むことで、効率的なデータ連携環境の整備を図る。

（b）データ連携等を容易に行える文字環境の整備

データ連携を行う情報システムを整備する際に使用する文字の範囲は、一般に普及しているスマートフォンやパソコンに標準的に搭載されている JIS X 0213 を原則とし、現在個別に外字を使用している情報システムは更改時にその必要性を見直すなど、「文字環境導入実践ガイドブック」を参考に文字環境の整備に取り組み、情報システム間のデータ連携やスマートフォン等による行政サービスの利用が容易に行えるような環境の整備を図る。

（c）データの相互運用を可能とするマスターデータの管理

異なる組織間で情報交換を行う際に、組織を横断しても共通の理解の下で業務を行えるように、「マスターデータ等基本データ導入実践ガイドブック」⁸を参考に、データを相互運用できるようにするためのマスターデータの管理に取り組む。

具体的には、既存のマスターデータで類似するものがあれば、それを参考にデータを整備し、適当なものが存在しなければ新規に整備する。いずれの場合も、汎用性のあるデータとするため、共通語彙基盤等を参照して整備する。

また、情報連携の際に情報提供を行う各府省庁は、提供対象となるデータについて、情報提供を受ける行政機関が特別な機器やソフトウェアを利用することなく、正確かつ最新のデータの提供を受けられるように整備する。

さらに、データの形式や精度を変更する場合には、これらが混在しないように、変更日付を明記し、過去のデータとの変更時点を明確にする。

イ. 外部連携機能（API）の整備

各府省庁は、「API 導入実践ガイドブック」⁹等を参照するなどして、以下のような観点等を踏まえて開発者・利用者にとって利便性の高い形での API の整備及び分かりやすい形での仕様に関する情報の提供に取り組む。

⁸ 2019 年（平成 31 年）3 月 28 日 内閣官房情報通信技術（I T）総合戦略室

⁹ 2019 年（平成 31 年）3 月 28 日 内閣官房情報通信技術（I T）総合戦略室

(a) API 利用者にとって使いやすい環境の整備

提供する API の活用を進めるため、API 仕様情報の提供、テスト環境の提供、開発者同士や API 提供者が意見交換するコミュニティといった情報交換の環境の提供を行うなど「API 利用者にとっての使いやすさ」に配慮した環境整備に取り組む。

(b) API 導入時における利用者に分かりやすい情報提供

API 導入時における利用者の利便性向上のため、民間に API を公開するという観点から、より平易な利用者向けの仕様書、マニュアル、利用事例等の整備・提供を行う。

(c) 行政データ連携標準や国際標準等に準拠した API の設計

提供するデータを設計する際は、データフォーマット（データ項目名、形式、コード値、入力規則等）について行政データ連携、国際、国内、業界等の各種標準に準拠し、相互接続性、拡張性及び一意性を担保した設計とする。

(d) 情報セキュリティ対策等のための API のアクセス管理

API の提供に当たっては、情報セキュリティ対策、サーバの負荷対策、利用者への API 仕様変更の連絡等のため、アクセス管理を行う。

(e) 利用者の利便性向上のための API 導入後の監視

API の導入直後は、当初の想定と異なる利用やサーバ過負荷等が発生していないか重点的に監視し、問題の発生が予想される場合には迅速に対応する。稼働が安定した後も定期的な監視を継続し、利用者の利便性の改善を図る。

(f) API の仕様変更・廃止の丁寧な情報提供

API の仕様変更・廃止を行う場合には、API 利用者が速やかに変更や廃止に気付いて、トラブル回避等の対応を行えるように、十分な期間を確保して周知を徹底する。

(4) 情報セキュリティ対策・個人情報の適正な取扱い等

各府省庁は、行政手続のデジタル化を推進するに当たっては、以下に基づき、ネットワークへのアクセス制御、通信の暗号化及び情報システムにおけるログの保全等の技術革新等に対応した情報セキュリティ対策、個人情報の適正な取扱い、業務継続の確保といった業務及び情報システムの安全性及び信頼性を確保するための措置を講ずる。

ア. 情報セキュリティ対策

情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないう、サイバーセキュリティ戦略本部等が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、技術革新等に対応した情報セキュリティ対策を講ずる。

イ. 個人情報の適正な取扱い等

個人情報保護法などの個人情報保護法制を遵守し、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講ずる。

ウ．業務継続性の確保

災害時に備えた非常用電源の確保、データのバックアップやバックアップセンターの整備など、非常時においても業務を継続するために必要な方策を適切に講ずる。

(5) デジタルデバイドの是正

各府省庁は、高齢者や障害者等を含む誰もがデジタル化の恩恵を受けられるように、オンライン申請等に関するアドバイザーによる支援、デジタル技術に関する特別の知識や複雑な操作を要しないシンプルな設計による情報システムの整備、ヘルプデスク等の利用者サポート機能の充実等デジタルデバイドの是正の取組を継続的に行う。

また、経済的な理由等によりオンライン申請を行えない利用者が、行政機関等の窓口で職員に操作方法等の支援を受けながら、オンライン申請を行えるようにする施策や外国人利用者のためにウェブサイトにおける外国語表記や自動翻訳サービスの実装などの外国語対応等も行う。

(6) 国民等への広報

各府省庁は、行政手続のオンライン化を促進するに当たっては、その利便性の向上や負担軽減といった効果、情報セキュリティや個人情報の保護を始めとした安全性及び信頼性の確保のための対策、デジタルデバイド対策なども含めて、個々の手続を実際にオンラインで行うための具体的な方法等について、専門的・技術的な用語に頼らずに国民等に丁寧かつ分かりやすい広報を行う。

また、オンライン申請の利用促進のため、SNS、動画、ウェブサイト、テレビCM、ポスター、パンフレット、リーフレット、企業を訪問しての申請のデモンストレーション等を活用した広報を行う。

(7) KPI の設定

情報システムの整備はゴールではなく、国民や事業者にご利用されるとともに取得した情報が行政で高度に活用されてこそ初めて意味がある。

各府省庁は、行政手続のデジタル化に当たり、オンライン利用率など、実現する行政サービスの内容に応じて適切な KPI を情報システム単位で設定し、又は、利用者の負担軽減、行政運営の効率化などの KPI を行政サービス単位で設定する等した上で取組を進めるものとする。

※Ⅱ～Ⅳについて

1 各項目の掲載順について

原則として、整備・改修するシステムごとに手続等の項目を立て、オンライン化等を実施する時期が決まっている項目とそれ以外の項目をそれぞれ分け、各府省庁の建制順に掲載している。

2 Ⅱ及びⅣの小分類について

以下の整理に基づき小分類を作成し、該当する項目を掲載している。

Ⅱ

1 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

手続の主体又は受け手に「国」又は「独立行政法人等」が含まれる項目を掲載。

2 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

手続の主体又は受け手が「地方公共団体」のみである項目を掲載。

3 その他

上記のほか、行政機関間等において行われる手続に係る項目を掲載。

Ⅳ

1 オンライン化の共通基盤

複数の行政機関においてオンライン化の共通基盤と位置付けられる項目を掲載。

2～4

Ⅱ 1～3と同様。

3 Ⅱ及びⅢの各項目内の対象手続一覧について

2021年度（令和3年度）の行政手続等の棚卸調査結果（2022年（令和4年）7月1日公表、同年7月11日更新）等に基づき、オンライン化等を行う手続の一覧を表形式で列挙している。表の各列の項目の記載については以下のとおり。なお、一部、棚卸調査結果を修正している箇所がある。

（1）手続名

手続の名称について、手続類型ごとに法律・政令・省令に分けて、それぞれ、手続の根拠法令の法令番号順、法令の条項順に記載している。ただし、関連する法令がある場合は続けて記載しているものもある。

（2）根拠法令

手続が規定されている法令について記載している。なお、法令に基づかない手続には、「-」を記載している。

（3）手続類型

次の手続類型のうち該当するものを記載している。

（ア）申請等

申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知

（イ）申請等に基づく処分通知等

申請等に基づき、処分の通知その他の法令の規定により行政機関等が行う通知

（ウ）申請等に基づかない処分通知等

申請等に基づかない処分の通知その他の法令の規定により行政機関等が行う通知

(4) 手続主体、手続の受け手

手続を行う主体又は手続を受ける者を記載している。なお、独立行政法人等とは、独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人等のことをいう。また、括弧で経由先を記載しているものは、法令上、当該経由先を経由して手続を行うことが規定されていることを示す。

(5) 手続 ID

行政手続等の棚卸結果等において、各手続に付している番号を記載している。なお、棚卸結果に登載されていない手続には「-」を記載している。

4 各項目の記載内容について

Ⅱには、オンライン化の実施内容に加えて、対象手続等について、添付書類の省略やオンライン化済み手続に係る利便性向上を実施する場合は、これらの内容についても記載している。

オンライン化等を実施する時期が決まっている手続等に係る項目については、原則として、KPI 及びその目標値を設定している。

Ⅱ オンライン化を実施する行政手続等

1. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

1. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
有価証券届出書等の提出者等に対する報告又は資料の提出命令	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第26条第1項	申請等に基づかない処分通知等	国	民間事業者等	5740
報告徴求及び立入検査	同法第56条の2	申請等に基づかない処分通知等	国	民間事業者等	5411
事件関係人又は参考人に対する報告又は資料の提出命令	同法第177条第1項第1号	申請等に基づかない処分通知等	国	民間事業者等	119998
関係人又は参考人に対する報告又は資料の提出命令	同法第187条第1項第1号	申請等に基づかない処分通知等	国	民間事業者等	120000
犯則事件の調査に関する資料提供	同法第210条第2項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
捜査に関する資料提供等	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
要保護者等に関する資料提供等	生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	46459
道府県民税に関する質問検査権	地方税法（昭和25年法律第226号）第26条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
事業税に関する質問検査権	同法第72条の7第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
不動産取得税に関する質問検査権	同法第73条の8第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
道府県たばこ税に関する質問検査権	同法第74条の7第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
ゴルフ場利用税に関する質問検査権	同法第77条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
軽油引取税に関する質問検査権	同法第144条の11第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
自動車税に関する質問検査権	同法第151条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
鉱区税に関する質問検査権	同法第188条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
道府県法定外普通税に関する質問検査権	同法第264条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
市町村民税に関する質問検査権	同法第298条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
固定資産税に関する質問検査権	同法第353条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
軽自動車税に関する質問検査権	同法第448条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
市町村たばこ税に関する質問検査権	同法第470条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
鉱産税に関する質問検査権	同法第525条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
特別土地保有税に関する質問検査権	同法第588条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
市町村法定外普通税に関する質問検査権	同法第674条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
狩猟税に関する質問検査権	同法第700条の59第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
入湯税に関する質問検査権	同法第701条の5第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
事業所税に関する質問検査権	同法第701条の35第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
水利地益税等に関する質問検査権	同法第707条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
法定外目的税に関する質問検査権	同法第733条の4第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
税理士調査に関する資料提供等	税理士法（昭和26年法律第237号）第56条	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
被保険者等に関する資料提供等	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第89条	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等	国民等、民間事業者等	-
被保険者等に関する資料提供等	同法第100条の2第5項	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等	国民等、民間事業者等	-
被保険者等に関する資料提供等	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第113条の2第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
被保険者等に関する資料提供等	国民年金法（昭和34年法律第141号）第95条	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等	国民等、民間事業者等	-
被保険者等に関する資料提供等	同法第108条第1項	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等	国民等、民間事業者等	-

滞納処分に関する質問検査権	国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
所得税等に関する質問検査権	国税通則法（昭和37年法律第66号）第74条の2第1項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59094
法人税又は地方法人税に関する質問検査権	同上	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59095
消費税に関する質問検査権	同上	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59096
相続税若しくは贈与税に関する質問検査権	同法第74条の3第1項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59097
酒税に関する質問検査権	同法第74条の4第3項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
たばこ税に関する質問検査権	同法第74条の5第1号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59105
揮発油税又は地方揮発油税に関する質問検査権	同法第74条の5第2号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59106
石油ガス税に関する質問検査権	同法第74条の5第3号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59107
石油石炭税に関する質問検査権	同法第74条の5第4号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59108
国際観光旅客税に関する質問検査権	同法第74条の5第5号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
航空機燃料税に関する質問検査権	同法第74条の6第1項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59110
電源開発促進税に関する質問検査権	同上	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59111
犯則事件の調査に関する資料提供等	同法第131条第2項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
被保険者等に関する資料提供等	介護保険法（平成9年法律第123号）第203条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	-
たばこ特別税に関する質問検査権	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第19条第1項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-

(2) 取組内容

(1)に記載した50手続を始めとする金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務について、その多くは書面により行われている。2019年（令和元年）11月に金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、金融庁）において公表した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とまとめ」を踏まえ、当該照会・回答事務のデジタル化に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について検討した。

今後、デジタル化の実現に向けた課題を解消し、行政機関と金融機関が足並みを揃えながら、取組を推進していくことが重要である。行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る。

KPI

未設定

（預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務のデジタル化の導入に際し、行政機関及び金融機関ともに、システム改修等コスト費用が発生することからも、費用対効果の検証が必要になるところであり、現時点での設定が困難なため）

2. 国家資格証のデジタル化 (◎デジタル庁、内閣府、こども家庭庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
行政書士の登録	行政書士法(昭和26年法律第4号)第6条の2第1項	申請等	国民等	民間事業者等	-
作業環境測定士の登録申請	作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第9条第1項	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	49644
作業環境測定士試験の受験申請	同法第14条	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	-
労働安全衛生法に基づく免許証の申請手続	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第74条の2	申請等	国民等	国	50230
労働安全衛生法に基づく免許試験の受験手続	同法第75条第5項	申請等	国民等	独立行政法人等	50222
臨床工学技士の免許の申請	臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第3条	申請等	国民等	国	48065
義肢装具士の免許の申請	義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第3条	申請等	国民等	国	47488
職業訓練指導員免許の申請	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第28条第3項	申請等	国民等	地方等	45575
キャリアコンサルタント試験の受験申請	同法第30条の4	申請等	国民等	民間事業者等	-
キャリアコンサルタントの登録の申請	同法第30条の19第1項	申請等	国民等	民間事業者等	45628
保険医等の登録の申請	健康保険法(大正11年法律第70号)第71条	申請等	民間事業者等	国	48667
登録の申請	社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第14条の5	申請等	国民等	民間事業者等	50008
紛争解決手続代理業務の付記の申請	同法第14条の11の2	申請等	国民等	民間事業者等	120646
衛生管理者試験	船員法(昭和22年法律第100号)第82条の2第3項第1号	申請等	国民等	国	32649
製菓衛生師試験の受験の申請	製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条	申請等	国民等	地方等	-
介護支援専門員の登録申請	介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項	申請等	国民等	地方等	110243
介護支援専門員実務研修受講試験の手続	同上	申請等	国民等	地方等	-
登録販売者試験の受験申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項	申請等	国民等	地方等	50925
販売従事登録の申請	同法第36条の8第2項	申請等	国民等	地方等	51022
薬剤師免許の申請	薬剤師法(昭和35年法律第146号)第7条	申請等	国民等	国	51178
調理師試験の受験申請	調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第2項(調理師試験に係る規程)	申請等	国民等	地方等	-
免許状授与の申請	教育職員免許法第5条の2第1項	申請等	国民等	地方等	14839
海技士の免許申請	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第4条第1項	申請等	国民等	国	32445
小型船舶操縦士の免許申請	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第23条の2第1項	申請等	国民等	国	32460
建築基準適合判定資格者の登録	建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の58	申請等	国民等	国	31469
構造計算適合判定資格者の登録	建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の66	申請等	国民等	国	36266
二級建築士又は木造建築士の免許	建築士法(昭和25年法律第202号)第4条	申請等	国民等	地方等	31279
一級建築士の免許	建築士法(昭和25年法律第202号)第4条	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	36258
全国通訳案内士登録の申請	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第20条	申請等	国民等	地方等	36323
地域通訳案内士登録の申請	同令第57条	申請等	国民等	地方等	-
登録の申請	税理士法(昭和26年法律第237号)第21条第1項	申請等	国民等	民間事業者等	58692
保育士の登録申請	児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第16条	申請等	国民等	地方等	51380
国家戦略特別区域限定保育士の登録申請	国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号)第9条	申請等	国民等	地方等	119171

臨床検査技師の免許の申請	臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）第1条	申請等	国民等	国	48046
衛生検査技師免許の再交付	同令第6条第2項	申請等	国民等	国	109320
歯科技工士の免許の申請	歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）第1条の2	申請等	国民等	国	47689
栄養士免許の申請	栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）第1条第1項	申請等	国民等	地方等	109682
管理栄養士免許の申請	同令第1条第2項	申請等	国民等	国	48820
視能訓練士の免許の申請	視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）第1条	申請等	国民等	国	47642
調理師免許の申請	調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第1条	申請等	国民等	地方等	49093
理学療法士又は作業療法士の免許の申請	理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）第1条	申請等	国民等	国	48036
建築基準適合判定資格者の受験申込	建築基準法施行令昭和25年政令第338号）8条の2	申請等	国民等	地方等	31468
構造計算適合判定資格者検定の受験申込	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）8条の5	申請等	国民等	地方等	-
死体解剖資格認定の申請	死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号）第1条第1項	申請等	国民等	国	119036
医師少数区域経験認定の申請	医療法施行令（昭和23年政令第326号）第1条	申請等	国民等	国	-
医師免許の申請	医師法施行令（昭和28年政令第382号）第3条	申請等	国民等	国	47344
歯科医師の免許の申請	歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）第3条	申請等	国民等	国	47660
歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験の手続	同令第13条	申請等	国民等	国	47661
診療放射線技師の免許の申請	診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）第1条の2	申請等	国民等	国	47822
保健師、助産師、看護師の免許の申請	保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第1条の3第1項	申請等	国民等	国	47970
准看護師免許の申請	同令第1条の3第2項	申請等	国民等	地方等	47792
製菓衛生師免許の申請	製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第1条	申請等	国民等	地方等	47057
紛争解決手続代理業務試験の受験の申込み	社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）第9条の5	申請等	国民等	民間事業者等	-
管理栄養士国家試験の受験申請	栄養士法施行規則（昭和23年省令第2号）第18条第1項	申請等	国民等	国	48810
建築物環境衛生管理技術者免状の交付の申請	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年省令第2号）第9条第1項	申請等	国民等	国	46860
建築物環境衛生管理技術者試験の受験の申請	同規則第18条	申請等	国民等	独立行政法人等	47294
労働安全コンサルタント試験の受験申請	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年省令第3号）第7条	申請等	国民等	国	50205
労働衛生コンサルタント試験の受験申請	同規則第15条	申請等	国民等	国	50237
指定登録機関に対する労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録の申請	同規則第20条の3	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	49737
公認心理師試験の受験手続き	公認心理師法施行規則（平成29年省令第3号）第9条	申請等	国民等	独立行政法人等	217089
公認心理師の登録申請	同規則第13条	申請等	国民等	独立行政法人等	217090
理容師免許の申請	理容師法施行規則（平成10年省令第4号）第1条	申請等	国民等	独立行政法人等	47295
理容師試験の受験の申請	同規則第15条	申請等	国民等	独立行政法人等	-
薬剤師国家試験の受験申請	薬剤師法施行規則（昭和36年省令第5号）第10条	申請等	国民等	国	51171
美容師免許の申請	美容師法施行規則（平成10年省令第7号）第1条	申請等	国民等	独立行政法人等	47296
美容師試験の受験の申請	同規則第15条	申請等	国民等	独立行政法人等	-
指定医の指定の申請	児童福祉法施行規則（昭和23年省令第11号）第7条の11第1項	申請等	国民等	地方等	48949
精神保健福祉士試験の受験手続き	精神保健福祉士法施行規則（平成10年省令第11号）第7条	申請等	国民等	独立行政法人等	46074
精神保健福祉士の登録申請	同規則第11条	申請等	国民等	独立行政法人等	46076

臨床工学技士試験の受験の申請	臨床工学技士法施行規則（昭和63年省令第19号）第12条	申請等	国民等	独立行政法人等	48069
あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許の申請	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則（平成2年省令第19号）第1条の3	申請等	国民等	国	47325
あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師試験の受験の手続	同規則第17条	申請等	国民等	独立行政法人等	47320
義肢装具士試験の受験の申請	義肢装具士法施行規則（昭和63年省令第20号）第12条	申請等	国民等	独立行政法人等	47491
歯科技工士試験の受験の手続	歯科技工士法施行規則（昭和30年省令第23号）第7条	申請等	国民等	独立行政法人等	48146
臨床検査技師の国家試験の手続	臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年省令第24号）第6条	申請等	国民等	国	48045
職業訓練指導員試験受験申請書の提出	職業能力開発促進法施行規則（昭和44年省令第24号）第47条	申請等	国民等	地方等	45572
技能検定の受験の申請	同規則第66条第1項	申請等	国民等	地方等	45540
視能訓練士の試験の手続	視能訓練士法施行規則（昭和46年省令第28号）第10条	申請等	国民等	国	47640
診療放射線技師の試験の手続	診療放射線技師法施行規則（昭和26年省令第33号）第11条	申請等	国民等	国	47821
保健師の国家試験の手続	保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年省令第34号）第24条	申請等	国民等	国	48171
助産師の国家試験の手続	同規則第25条	申請等	国民等	国	48172
看護師の国家試験の手続	同規則第26条	申請等	国民等	国	48173
准看護師の試験の手続	同規則第27条	申請等	国民等	地方等	-
クリーニング師試験の受験の申請	クリーニング業法施行規則（昭和25年省令第35号）第3条	申請等	国民等	地方等	46790
クリーニング師免許の申請	同規則第4条	申請等	国民等	地方等	46792
特定建築物調査員資格者証の交付の申請	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の17	申請等	国民等	国	114794
建築設備検査員資格者証の交付の申請	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の22	申請等	国民等	国	114781
防火設備検査員資格者証の交付の申請	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の24	申請等	国民等	国	114799
昇降機等検査員資格者証の交付の申請	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の26	申請等	国民等	国	114784
海事代理士の登録の申請	海事代理士法施行規則（昭和26年省令第42号）第1条の2第1項	申請等	国民等	国	37905
衛生管理者資格の認定申請	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年省令第43号）第13条	申請等	国民等	国	37132
救急救命士免許の申請	救急救命士法施行規則（平成3年省令第44号）第1条の3	申請等	国民等	独立行政法人等	47518
救急救命士試験の受験の手続	同規則第12条	申請等	国民等	独立行政法人等	47513
給水装置工事主任技術者免状の交付申請	水道法施行規則（昭和32年省令第45号）第24条	申請等	国民等	国	46837
給水装置工事主任技術者試験の受験の申請	同規則第32条	申請等	国民等	独立行政法人等	46953
技術審査の受験申請	調理師法施行規則（昭和33年省令第46号）第19条	申請等	国民等	国	48831
歯科衛生士免許の申請	歯科衛生士法施行規則（平成元年省令第46号）第1条の3	申請等	国民等	国	47681
歯科衛生士試験の受験の手続	同規則第13条	申請等	国民等	独立行政法人等	47678
医師国家試験及び医師国家試験予備試験の手続	医師法施行規則（昭和23年省令第47号）第13条	申請等	国民等	国	47342
救命艇手試験の受験申請	救命艇手規則（昭和37年省令第47号）第5条	申請等	国民等	国	32644
救命艇手資格の認定申請	救命艇手規則（昭和37年省令第47号）第8条	申請等	国民等	国	38075
理学療法士及び作業療法士の国家試験の手続	理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和40年省令第47号）第10条	申請等	国民等	国	48034
社会福祉士試験の受験手続	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年省令第49号）第6条	申請等	国民等	独立行政法人等	46266
社会福祉士の登録申請	同規則第10条	申請等	国民等	独立行政法人等	46246
介護福祉士試験の受験手続	同規則第24条	申請等	国民等	独立行政法人等	46122

介護福祉士の登録申請	同規則第26条において準用する第10条	申請等	国民等	独立行政法人等	46102
税理士試験受験願書	税理士法施行規則（昭和26年省令第55号）第2条の4第1項	申請等	国民等	国	57215
自動車整備士技能検定の申請	自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）第20条第1項	申請等	国民等	国	114506
言語聴覚士免許の申請	言語聴覚士法施行規則（平成10年省令第74号）第1条の3第1項	申請等	国民等	国	119039
言語聴覚士試験の受験の手続	同規則第12条	申請等	国民等	独立行政法人等	47559
司法試験の出願手続	司法試験法施行規則（平成17年法務省令第84号）第5条第1項	申請等	国民等	国	13047
司法試験予備試験の出願手続	司法試験法施行規則（平成17年法務省令第84号）第5条第4項	申請等	国民等	国	13048
情報処理安全確保支援士の登録申請	情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年省令第102号）第18条	申請等	国民等	独立行政法人等	110894
歯科医師臨床研修修了証の申請	歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年省令第103号）第21条	申請等	国民等	国	119010
マンション管理士試験の受験申込	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第18条	申請等	国民等	独立行政法人等	30767
指定医の指定の申請	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年省令第121号）第16条第1項	申請等	国民等	地方等	48948
医師に係る臨床研修修了登録証の交付	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年省令第158号）第19条第2項	申請等	国民等	国	119013
一級建築士試験の受験申込	建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第15条	申請等	国民等	国	36260
柔道整復師免許の申請	柔道整復師法施行規則（平成2年省令第20号）第1条の3	申請等	国民等	国	109521
柔道整復師試験の受験の手続	同規則第12条	申請等	国民等	独立行政法人等	47776
二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込	条例等	申請等	国民等	地方等	-

(2) 取組内容

(1)に記載した121手続については、現状、主に書面で行われているが、2023年度（令和5年度）までに、国家資格等管理者が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を行い、2024年度（令和6年度）以降、可能なものから順次オンライン化を開始する。さらに、住民基本台帳ネットワークシステムやマイナンバーによる情報連携等により、住民票の写しや戸籍謄本等、手続における添付書類の省略を実現する。また、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナポータル機能等によりマイナンバーカードの電子証明書等を活用して証明、提示できるようにすることで、国家資格証の提示等を求める行政・民間手続において、オンラインでの資格の確認が可能となる。

KPI

国家資格等情報連携・活用システム上の資格登録者数(2023年度（令和5年度）までに設定)

3. 恩給関係請求手続 (◎総務省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
恩給の失権時給与金の請求	恩給法（大正12年法律第48号）第10条ノ2第2項	申請等	国民等	国	11992
恩給請求（扶助料請求（転給）及び傷病恩給請求を除く）	恩給給与規則（大正12年勅令第369号）第1条	申請等	国民等	国	11991
傷病恩給請求	同上	申請等	国民等	国	11993
扶助料請求（転給）〈普通扶助料〉	同規則第6条	申請等	国民等	国	11994
扶助料請求（転給）〈公務関係扶助料〉	同上	申請等	国民等	国	11995
恩給受給者の改氏名届	同規則第38条	申請等	国民等	国	11997
旧軍人の退職当時の都道府県を經由する恩給請求（傷病恩給を除く）〈初めての請求〉	恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）第2条	申請等	国民等	国	11977
旧軍人の退職当時の都道府県を經由する恩給請求（傷病恩給を除く）〈改定請求〉	同上	申請等	国民等	国	11978
旧軍人の退職当時の都道府県を經由する傷病恩給請求	同上	申請等	国民等	国	11979

(2) 取組内容

(1)に記載した9手続については、現状、オンラインで受け付けるための情報システムはない。添付書類が不要である「恩給受給者の失権届」、「恩給受給者の住所変更届」、「恩給証書再交付の申請」については、2020年（令和2年）12月から電子メールでの受付を可能とした。

恩給（未支給金を含む。）の請求及び恩給受給者の改氏名届に係る手続については、戸籍謄本等の提出を求めているが、今後予定されている戸籍情報の電子的取得の仕組みの整備状況や恩給受給者数、システム改修に要する経費などを精査・検討し、2025年（令和7年）末までに、オンライン化を目指すとともに、戸籍謄本等の添付省略の実現を図る。

KPI

オンラインによる届出・申請の割合（2025年度（令和7年度）：20%）

4. 電波法、電気通信事業法及び放送法に係る申請等（◎総務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
高周波利用設備の設置許可の申請	電波法（昭和25年法律第131号）第100条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112221
高周波利用設備の承継の届出	同法第100条第4項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112222
高周波利用設備の廃止の届出	同上	申請等	国民等、民間事業者等	国	112224
高周波利用設備の設置許可の変更等の手続	同法第100条第5項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112228
高周波利用設備の許可状の訂正の申請	同上	申請等	国民等、民間事業者等	国	112226
一般放送の業務の登録	放送法（昭和25年法律第132号）第126条第1項	申請等	民間事業者等	国	10927
一般放送の業務の開始の届出	同法第129条第1項	申請等	民間事業者等	国	-
登録一般放送業務休止変更届出書	同法第129条第2項	申請等	民間事業者等	国	-
登録一般放送の業務の休廃止の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	107918
登録一般放送の業務の登録事項の変更登録	同法第130条第1項	申請等	民間事業者等	国	10928
登録一般放送の業務の登録事項の変更届出書	同法第130条第4項	申請等	民間事業者等	国	-
一般放送の業務の開始の届出	同法第133条第1項	申請等	民間事業者等	国	10930
一般放送の設置及び業務開始届	同上	申請等	民間事業者等	国	-
有線設置届を要さない一般放送業務開始届	同上	申請等	民間事業者等	国	-
一般放送の設備設置及び業務開始届変更届	同法第133条第2項	申請等	民間事業者等	国	-
一般放送の業務の開始届出書記載事項の変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	10931
一般放送事業者の地位の承継の届出	同法第134条第2項	申請等	民間事業者等	国	10932
一般放送の業務の廃止の届出	同法第135条第1項	申請等	民間事業者等	国	10933
一般放送の設備及び業務廃止届	同上	申請等	民間事業者等	国	-
一般放送事業者たる法人の合併以外の事由による解散の届出	同法第135条第3項	申請等	民間事業者等	国	10934
有線電気通信設備の設置の届出	有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	11659
有線電気通信設備の設置の変更の届出	同法第3条第3項	申請等	民間事業者等	国	11661
電気通信番号使用計画の認定の申請	電気通信事業法第50条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	-
電気通信番号使用計画の変更認定の申請	同法第50条の6第1項	申請等	民間事業者等	国	-
電気通信番号使用計画の変更の届出	同法第50条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	-
電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	-
電気通信事業の登録	同法第9条	申請等	民間事業者等	国	11619
電気通信事業の登録の更新	同法第12条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	11620
電気通信事業の変更の登録	同法第13条第1項	申請等	民間事業者等	国	11621
電気通信事業の変更の届出	同法第13条第4項	申請等	民間事業者等	国	11665
電気通信事業の届出	同法第16条第1項	申請等	民間事業者等	国	11719
届出電気通信事業者の氏名等の変更の届出	同法第16条第2項	申請等	民間事業者等	国	11720
電気通信事業の変更の届出	同法第16条第3項	申請等	民間事業者等	国	11721
電気通信事業者の地位の承継の届出	同法第17条第2項	申請等	民間事業者等	国	11666
電気通信事業の休止又は廃止の届出	同法第18条第1項	申請等	民間事業者等	国	11667

電気通信事業者たる法人の解散の届出	同法第18条第2項	申請等	民間事業者等	国	11668
認定電気通信事業の開始の届出	同法第120条第4項	申請等	民間事業者等	国	11673
営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の届出	同法第165条第1項	申請等	地方等	国	11685
電気通信役員・役員の変更の報告	同法第166条第1項	申請等	民間事業者等	国	11687
再放送の役務の提供条件に関する契約約款届出書	放送法施行規則（昭和25年電波監視委員会規則第10号）164条	申請等	民間事業者等	国	-
再放送の役務の提供条件に関する契約約款変更届出書	同規則第164条	申請等	民間事業者等	国	-
一般放送事業者の事業計画書の変更届出	同規則第170条第1項	申請等	民間事業者等	国	10938
高周波利用設備の現状を示す証明書類の申請	電波法施行規則（昭和25年電波監視委員会規則第14号）第45条の3第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
高周波利用設備の型式の指定の申請	同規則第46条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112231
高周波利用設備の型式の設計の変更の承認の申請	同規則第46条の3第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
高周波利用設備の型式の指定を受けた者の変更の届出	同規則第46条の3第4項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112235
高周波利用設備の型式確認の届出	同規則第46条の8第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112242
高周波利用設備の許可状の再交付の申請	無線局免許手続規則（昭和25年電波監視委員会規則第15号）第28条の2第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112227
有線電気通信設備の廃止の届出	有線電気通信法施行規則（昭和28年郵政省令第36号）第5条	申請等	民間事業者等	国	11633
電気通信主任技術者資格者証の交付の申請	電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第39条	申請等	国民等	国	-
電気通信主任技術者資格者証の再交付の申請	同規則第42条第1項	申請等	国民等	国	-
工事担任者資格者証の交付の申請	工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第37条	申請等	国民等	国	-
工事担任者資格者証の再交付の申請	同規則第40条第1項	申請等	国民等	国	-
無線従事者免許証の交付の申請	無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第46条第1項	申請等	国民等	国	-
無線従事者免許証の再交付の申請	同規則第50条	申請等	国民等	国	-

(2) 取組内容

(1)に記載した電波法（無線従事者免許証及び高周波利用設備に限る。）、電気通信事業法（電気通信資格者証、電気通信番号、電気通信事業者に限る。）及び放送法（有線一般放送に限る。）に係る55手続については、現状、書面で行われているが、電気通信行政情報システムの改修に着手し、2023年度（令和5年度）から順次、e-Govを窓口とするオンラインによる手続を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

オンラインによる申請等の割合（令和5年度（2023年度）中に設定）

5. 在留資格に関する手続（◎法務省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
住居地以外の記載事項の変更届出	出入国管理及び難民認定法第19条の10第1項	申請等	国民等	国	12943
在留カードの有効期間の更新申請	同法第19条の11第1項	申請等	国民等	国	12945
紛失等による在留カードの再交付申請	同法第19条の12第1項	申請等	国民等	国	12948
汚損等による在留カードの再交付申請	同法第19条の13第1項	申請等	国民等	国	12950
永住許可の申請	同法第22条第1項	申請等	国民等	国	13127
永住者の在留資格の取得許可の申請	同法第22条の2第4項	申請等	国民等	国	13129

（2）取組内容

<p>在留期間更新許可の申請（手続ID：13126）、資格外活動許可の申請（手続ID：12980）、再入国許可の申請（手続ID：13130）、在留資格認定証明書の交付申請（手続ID：12979）、就労資格証明書の交付申請（手続ID：12981）、在留資格変更許可の申請（手続ID：13125）及び在留資格取得許可の申請（手続ID：13128）の7手続については、2019年度（令和元年度）以降、順次オンラインシステムの運用を開始し、2022年（令和4年）3月16日には外国人を雇用している所属機関の職員等のみならず、マイナンバーカードの公的個人認証を活用することで、外国人本人が出入国管理システムを利用してオンラインにより申請することを可能とした。</p> <p>今後、（1）記載の6手続についても同様にオンライン化した上、既にオンライン化している7手続を含めて、オンラインで手数料を納付することについても必要な検討を行う。このほか、所属機関等の職員がオンライン申請を行う際の本人確認の方法について、GビズIDの活用を検討するとともに、利用者目線に立ったUI・UXの改善を検討する。</p> <p>また、マイナポータルの自己情報取得APIを活用するために在留申請オンラインシステムを改修し、2023年度（令和5年度）末までに、各種申請手続における一部資料の添付省略を図る。</p> <p>以上により、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。</p>

KPI

対象となる在留資格に関する申請手続のうちオンライン申請率（2023年度（令和5年度）：20%）

6. 登録支援機関関係手続 (◎法務省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
登録支援機関の登録（更新）申請	出入国管理及び難民認定法第19条の24第1項	申請等	民間事業者等	国	108246
登録支援機関の登録（更新）の通知	同法第19条の25第2項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	108247
登録支援機関の登録（更新）の拒否の通知	同法第19条の26第2項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	108248

(2) 取組内容

(1)に記載した登録支援機関の登録（更新）申請及び当該申請に係る結果通知については、現状、書面のみで行われているが、受入機関データベースシステムの必要な改修を行い、2024年度（令和6年度）末までに、当該手続に係る電子化について検討を進め、利用者の利便性向上及び行政手続の効率化を図る。また、オンラインで手数料を納付することについても必要な検討を行う。

KPI

登録支援機関登録申請におけるオンライン申請の割合（2025年度（令和7年度）：20%）

7. 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関連手続のデジタル化（◎法務省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
民間紛争解決手続の業務の認証申請	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第8条第1項	申請等	民間事業者等	国	13014

(2) 取組内容

民間紛争解決手続の業務の認証申請（手続ID：13014）については、現状、一部書面で行われているが、2024年（令和6年）6月までに、認証申請書の提出をオンライン上で可能にする。また、手数料納付等を含めた申請をオンライン上で可能とするため、e-Gov等の活用に向けたADR認証業務処理システムの改修の検討を順次進めることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を検討する。

KPI

- ①2024年（令和6年）6月までに認証申請書のオンライン提出を可能にする。
- ②手数料納付等のオンライン化については、2024年度（令和6年度）のe-Govの運用状況等を踏まえ検討。

8. 在外公館における証明申請 (◎外務省、デジタル庁)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
遺言の公証(2号)の申請	民法(明治29年法律第89号)第984条	申請等	国民等	国	14253
戸籍・国籍届の受理(不受理)証明(30号)の申請	戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条及び外務省設置法(平成11年法律第94号)第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14277
原産地証明(26号)の申請	関税法(昭和29年法律第61号)第68条	申請等	国民等	国	14270
国籍証明(19号)の申請	外務省設置法第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14254
在留証明(20号)(形式1)の申請	同上	申請等	国民等	国	14255
在留証明(20号)(形式2)の申請	同上	申請等	国民等	国	14256
身分上の事項に関する証明(21号)の申請	同上	申請等	国民等	国	14257
職業証明(22号)の申請	同上	申請等	国民等	国	14258
翻訳証明(23号)の申請	同上	申請等	国民等	国	14259
公文書上の印章(又は署名)の証明(24号イ又はロ)の申請	同上	申請等	国民等	国	14260
自動車運転免許証抜粋証明(30号)の申請	同上	申請等	国民等	国	14272
旅券所持証明(30号)の申請	同上	申請等	国民等	国	14273
在留(転出)届出済証明(30号)の申請	同上	申請等	国民等	国	14274
居住証明(30号)の申請	同上	申請等	国民等	国	14275
その他30号の証明の申請	同上	申請等	国民等	国	14278
本省におけるアポステイーユの申請	同上	申請等	国民等	国	14281
本省における公印確認の申請	同上	申請等	国民等	国	14282
一般人(在留邦人)の署名(及び拇印)証明(24号ロ)(形式1)	同上	申請等	国民等	国	14261
一般人(在留邦人)の署名(及び拇印)証明(24号ロ)(形式2及び3)	同上	申請等	国民等	国	14262
一般人(在留邦人)の印鑑証明(24号ロ)	同上	申請等	国民等	国	14263
遺骨(遺体)証明(25号)の申請	同上	申請等	国民等	国	14269
犯罪履歴証明(警察証明・通常発給)の申請	同上	申請等	国民等	国	14279
犯罪履歴証明(警察証明・特別発給)の申請	同上	申請等	国民等	国	14280
一般人(在留邦人)の印鑑登録	同上	作成・保存等	国民等	国	14264
一般人(在留邦人)の印鑑登録の廃止	同上	作成・保存等	国民等	国	14265
一般人(在留邦人)の印鑑登録の改姓の届出による抹消・再登録	同上	作成・保存等	国民等	国	14266
一般人(在留邦人)の印鑑登録の登録印鑑の変更による抹消・再登録	同上	作成・保存等	国民等	国	14267
一般人(在留邦人)の印鑑登録の管轄区域内への転居による住所変更	同上	作成・保存等	国民等	国	14268
輸入陸揚証明(日本品の外国輸入証明)(27号)の申請	外務省設置法第4条第1項第11号等	申請等	国民等	国	14271
採捕(加工)証明(30号)の申請	関税定率法基本通達11節第14条の3	申請等	国民等	国	14276

(2) 取組内容

2022年度（令和4年度）、「証明オンライン申請システム」を構築し、一部の在外公館でオンラインによる申請を可能にした。2023年度（令和5年度）以降、導入公館を順次拡大することで、在留邦人（申請者）の利便性の向上を図る。

現金での手数料納付を求めている手続についても、2022年度（令和4年度）、一部の在外公館でクレジットカード決済による納付を可能とした。2023年度（令和5年度）以降、導入公館を順次拡大する。

申請の際に戸籍謄（抄）本を求めている証明（国籍証明及び身分上の事項に関する証明等）については、2024年度（令和6年度）までに整備が予定されている法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を参照する仕組み等を利用することによって、添付省略の実現を図る。

KPI

オンラインによる申請の割合（2028年度（令和10年度）：50%）

9. 在外公館における査証申請・交付（◎外務省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
在外公館における査証の発給の申請	外務省設置法第4条第13項	申請等	国民等、民間事業者等	国	14329
IC旅券事前登録制度による旅券の登録の申請	同上	申請等	国民等	国	14331
在外公館における査証申請・交付	同上	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	14330
IC旅券事前登録制度による査証免除登録証の交付	同上	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14332

（2）取組内容

（1）に記載した4つの手続のうち、観光目的の短期滞在査証の申請及びインドネシア在住の同国籍者からのIC旅券事前登録制による査証免除の申請について、申請者の利便性向上及び在外公館の査証業務効率化を図るべく、オンライン申請・交付システム（次世代査証発給・渡航認証管理システム）の導入を当初は2020年（令和2年）に予定。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、水際対策措置が強化されたことに伴い、オンライン申請システムの導入が見送られていた。

2023年（令和5年）3月27日、次世代査証発給・渡航認証管理システムを、一部の国・地域において一部の査証を対象に導入。同時に、オンライン査証申請にかかる査証発給手数料のクレジットカード決済（オンライン納付）を、在英国及び在シンガポール公館を対象に導入した。

次世代査証発給システムについては、今後、対応する対象国・地域の拡大を図る。また、渡航認証管理システムについては、現行のインドネシア国籍者に加え、IC旅券事前登録制の査証免除措置を導入する国籍者を対象に追加的な導入を図る。

KPI

- ①査証発給数に占めるオンライン申請の割合（2023年度（令和5年度）：70.0%（推定値））
 ②インドネシア在住のインドネシア国籍者のオンラインによる申請の割合（2023年度（令和5年度）：50.0%（推定値））

10. 旅券の発給申請等（◎外務省、デジタル庁、法務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
一般旅券の発給の申請（外務大臣又は領事官に申請する場合）	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項	申請等	国民等	国	14207
一般旅券の発給の申請（都道府県知事に申請する場合）	同上	申請等	国民等	地方等	14243
公用旅券の発給の請求（外務大臣又は領事官に請求する場合）	同法第4条第1項	申請等	国民等	国	14208
一般旅券の紛失又は焼失の届出（外務大臣又は領事官に届出する場合）	同法第17条第1項	申請等	国民等	国	14247
一般旅券の紛失又は焼失の届出（都道府県知事に届出する場合）	同上	申請等	国民等	地方等	14248
公用旅券の紛失又は焼失の届出（外務大臣又は領事官に届出する場合）	同法第17条第5項	申請等	国民等	国	14249

（2）取組内容

2022年度（令和4年度）に（1）に記載した6手続のオンライン化を実現したところ、オンライン申請の利用拡大を目指す。

法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用することによって、2024年度（令和6年度）までに戸籍謄本の添付省略の実現を図る。これにより、オンライン申請において、旅券の切替申請時に加え、戸籍謄本の提出が必要となる新規発給の申請等についても、原則として申請時の出頭が不要となる。

また、2024年度（令和6年度）までにオンライン申請と書面による申請との手数料の差別化の検討を行う。

2022年度（令和4年度）に導入した旅券発給に係る手数料のクレジットカードによる納付について、対象となる都道府県や在外公館を順次拡大していく。

KPI

オンラインによる申請の割合（2025年度（令和7年度）：50%）

11. APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等（◎外務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
APEC・ビジネス・トラベルカード交付申請手続	アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令（平成15年外務省令第7号）第3条1項	申請等	国民等	国	14242
APEC・ビジネス・トラベルカード交付手続	同省令第6条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	112600

（2）取組内容

（1）に記載した APEC・ビジネス・トラベル・カード交付申請（手続ID：14242）については、現状、書面を郵送することにより行われているが、簡易的な申請受付サイトを整備し、2023年度（令和5年度）中を目途にウェブサイト上で可能な限り提出できるようオンライン申請の導入を図る。また、申請に係る手数料についても、省令改正を行った上で、2022年度（令和4年度）にオンライン納付が可能となった領事手数料を参考にし、オンライン納付への対応を検討する。加えて、APEC・ビジネス・トラベル・カード交付（手続ID：112600）についても、省令改正を行った上で、2023年度（令和5年度）中を目途に、スマートフォン上のアプリケーション上で交付が可能となるよう検討する。

KPI

オンラインによる申請率（2023年度（令和5年度）：25%）

12. 死亡等に関する事項の税務署長への通知（◎財務省、総務省、法務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
死亡等に関する事項の税務署長への通知	相続税法（昭和25年法律第73号）第58条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国	58571

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、市町村から税務署に書面のみで行われているが、法務省の戸籍情報連携システムから政府共通ネットワークを介して、国税庁の国税総合管理システムにオンラインで連携する仕組みを整備することにより、2024年度（令和6年度）以降、市町村から税務署への死亡等に関する事項の通知を廃止し、行政事務の効率化を図る。

また、死亡等に関する事項と併せて通知されていた固定資産課税台帳の情報については、税務システム標準化の取組と並行して検討を進め、オンラインで連携する仕組みを整備することで、行政事務の効率化を図る。

KPI

- ①死亡等に関する事項の通知のオンライン化（2024年度（令和6年度）以後）
- ②固定資産課税台帳の情報の通知のオンライン化（2024年度（令和6年度）以後、順次）

13. 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験関係手続（◎文部科学省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
中学校卒業程度認定試験の受験手続	就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）第9条	申請等	国民等	国	14700
中学校卒業程度認定試験の証書の授与	同規則第11条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14701
中学校卒業程度認定試験の認定証明書の交付	同規則第12条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14702
高等学校卒業程度認定試験の受験手続	高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）	申請等	国民等	国	14696
高等学校卒業程度認定試験の合格証書の授与	同規則第9条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14697
高等学校卒業程度認定試験の証明書の交付	同規則第10条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14698

（2）取組内容

（1）に記載した6手続については、現在、出願情報・過去の合格者情報等の管理機能や採点処理機能等を備えた高等学校卒業程度認定試験システムを活用して事務処理を行いつつ、受験手続、証明書等の交付申請手続及び合格証書等の授与等について書面のみで対応している。

これについて、2023年度（令和5年度）に高等学校卒業程度認定試験システムを改修し、将来的にオンラインによる受験手続、証明書等の交付申請及び合格証書等の授与を可能とすることで、利用者の利便性を向上させるとともに行政事務を効率化することを検討する。

KPI

オンラインによる申請の割合（目標値未設定）

※オンラインによる受験手続等を実現するためには、受験料等の電子納付が可能となるよう更なるシステム改修が必要な状況である。この改修については2024年度（令和6年度以降）に実施することを検討しているため、本件に係るKPIの設定については、オンラインによる受験手続の実現が具体化した際に設定することとする。

14. 技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
技能検定の合格証書の交付	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第49条	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等又は地方等	国民等	45605
技能検定の受検の申請	職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第1項	申請等	国民等	地方等	45540
指定試験機関が行う技能検定の受検の申請	同上	申請等	国民等	独立行政法人等又は地方等	45548
技能検定の合格証書の再交付の申請	同規則第69条第2項	申請等	国民等	独立行政法人等又は地方等	45539
技能検定の試験の合格通知	同規則第70条	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等又は地方等	国民等	45606

（2）取組内容

（1）に記載した5手続については、2025年度（令和7年度）以降、オンラインによる技能検定の受検申請等及び合格証書等通知書の交付を可能とすることで、受検者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

オンラインによる受検申請の割合（2026年度（令和8年度）：10%）

15. 生活保護の指定医療機関関係手続（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
生活保護の指定医療機関の届出等	生活保護法第50条の2	申請等	民間事業者等	国又は地方等	46089
生活保護の指定医療機関の辞退	同法第51条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	46211

（2）取組内容

2020年度（令和2年度）の地方分権改革に関する提案で、生活保護の指定医療機関の変更届について一部省略化を求めるとの意見が、複数自治体よりあったこと等を踏まえて、都道府県知事等が指定する医療機関の申請等について、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請等と併せて地方厚生局等を窓口として行うこと、その際オンライン上での届出等の提出を可能とすることにより、効率化を図る方針となっているところ。

・上記の運用見直しは、地方厚生局等において保険医療機関等に係る届出等の受け付けを行う保険医療機関等管理システムの改修及びRPAロボットの導入により実現する方針で検討・準備を進めている。

・本申請等の見直しについては、2023年（令和5年）7月から運用開始予定。

KPI

保険医療機関等管理システムの改修及びRPAロボットの導入により、オンライン上で指定医療機関の届出等の提出を可能とする等の指定医療機関関係手続の簡素化を2023年（令和5年）7月までに実施。

16. 肥料登録申請等（◎農林水産省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
肥料登録申請	肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条	申請等	民間事業者等	国又は地方等	18680
肥料仮登録申請	同法第5条	申請等	民間事業者等	国	18681
公定規格が定められている普通肥料の登録期間の更新の申請	同法第12条第4項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	15700
肥料仮登録有効期間更新申請	同上	申請等	民間事業者等	国又は地方等	18684
外国生産肥料の登録（仮登録）申請	同法第33条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	18692
外国生産肥料登録有効期間更新申請	同法第33条の2第6項	申請等	民間事業者等	国	18695
外国生産肥料仮登録有効期間更新申請	同上	申請等	民間事業者等	国	18696

（2）取組内容

（1）に記載した7手続については、現状、書面で行われているが、行政手続のオンライン化率100%を目指し、eMAFFにおける電子納付機能の整備状況を踏まえて、肥料登録システムにおいて、手数料納付のオンライン化等の申請等手続の更なる利便性向上を検討する。

KPI

オンラインによる申請等の割合（2025年度（令和7年度）：50%）

17. 農林水産省所管行政手続のオンライン化（◎農林水産省）

（1）オンライン化対象手続

農林水産省が所管する3,000を超える行政手続

（2）取組内容

農林漁業者等に係る農林水産省が所管する3,000を超える行政手続（補助金等の申請を含む。）について、農林漁業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、オンラインによる申請等を受け付ける農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の整備を進めている。eMAFFの基盤を強化しつつ、業務見直しが完了した行政手続から順次オンライン化を進め、2023年（令和5年）3月末現在で約3,300の手続についてオンライン申請を可能とした。引き続き、新制度の創設等により新設された手続について、順次オンライン申請を可能とする。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、GビズIDを活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する既存の方法に加え、2021年度（令和3年度）にはマイナンバーカードを利用して本人確認を実施する機能を実装した。

申請等の際に手数料を求めている手続について、2022年度（令和4年度）に歳入金電子納付システム（REPS）との連携を完了した。2023年度（令和5年度）から順次オンラインによる納付を可能とするとともに、オンラインで申請等する場合の手数料の減額を検討する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業・法人）を省略するため、2023年度（令和5年度）も引き続き、eMAFFと登記情報連携システムとの連携に向けた対応を進め、可能なものから順次対応する。eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地関連業務の抜本的な効率化・省力化等を図るため「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」の開発・運用を進めている。また、2022年度（令和4年度）からは、農地台帳、水田台帳等の現場の農地情報の紐付け作業を全国的に進めるとともに、農地の利用状況等の現地確認業務を効率化できる現地確認アプリ等の運用を開始している。

KPI

オンライン利用率（2025年度（令和7年度）：60%）

18. 家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等（◎農林水産省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
飼養衛生管理基準の定期的報告	家畜伝染病予防法第12条の4第1項	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	16531
患畜等の届出を受けた旨の市町村長及び関係都道府県知事への通報・農林水産大臣への報告	家畜伝染病予防法第13条第4項	申請等	地方等	国又は地方等	114029
届出伝染病の届出があった旨の市町村長への通報・農林水産大臣への報告	家畜伝染病予防法第4条第4項	申請等	地方等	国又は地方等	114015
家畜の伝染性疾病判明の農林水産大臣への報告・市町村長への通報	家畜伝染病予防法第4条の2第4項	申請等	地方等	国又は地方等	114017

（2）取組内容

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく家畜の所有者による飼養衛生管理状況に係る報告や都道府県による伝染性疾病の発生の報告等の手続については、現状、書面のみで行われている。

このような状況を踏まえて、デジタル技術を活用して畜産業の生産基盤強化を図り、安全な国産畜産物の安定供給体制を実現するため、（1）に記載した4手続について2023年度（令和5年度）にシステム設計・開発を行い、手続のオンライン化や、家畜の所有者、地方公共団体等の関係者間で飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に構築する。

KPI

2023年度（令和5年度）のシステム開発を踏まえて検討

19. アルコール製造事業の許可申請等（◎経済産業省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
製造の許可の申請	アルコール事業法（平成12年法律第36号）第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	23307
試験研究製造の承認の申請	同法第4条第3号	申請等	民間事業者等	国	23308
承継の届出（アルコールの製造の事業）	同法第7条第2項	申請等	民間事業者等	国	23309
製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの製造の事業）	同法第8条第1項	申請等	民間事業者等	国	23310
許可事項の変更の届出（アルコールの製造の事業）	同法第8条第2項	申請等	民間事業者等	国	23311
定期の報告（アルコールの製造の事業）	同法第9条第2項	申請等	民間事業者等	国	23312
亡失等の報告（アルコールの製造の事業）	同法第9条第3項	申請等	民間事業者等	国	23313
廃止の届出（アルコールの製造の事業）	同法第11条第1項	申請等	民間事業者等	国	23314
必要な行為の継続の申請（アルコールの製造の事業）	同法第13条第1項	申請等	民間事業者等	国	23315
酒母等の移出の承認の申請（アルコールの製造の事業）	同法第15条	申請等	民間事業者等	国	23316
輸入の許可の申請	同法第16条第1項	申請等	民間事業者等	国	23317
試験研究輸入の承認の申請	同法第17条	申請等	民間事業者等	国	23318
必要な行為の継続の申請（アルコールの輸入の事業）	同法第19条第1項	申請等	民間事業者等	国	23319
承継の届出（アルコールの輸入の事業）	同法第20条	申請等	民間事業者等	国	23320
製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの輸入の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23321
許可事項の変更の届出（アルコールの輸入の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23322
定期の報告（アルコールの輸入の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23323
亡失等の報告（アルコールの輸入の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23324
廃止の届出（アルコールの輸入の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23325
販売の許可の申請	同法第21条第1項	申請等	民間事業者等	国	23326
譲渡の承認の申請	同法第22条第1項	申請等	民間事業者等	国	23327
必要な行為の継続の申請（アルコールの販売の事業）	同法第24条第1項	申請等	民間事業者等	国	23328
承継の届出（アルコールの販売の事業）	同法第25条	申請等	民間事業者等	国	23329
製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23330
許可事項の変更の届出（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23331
定期の報告（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23332
亡失等の報告（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23333
廃止の届出（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23334
使用の許可の申請	同法第26条第1項	申請等	民間事業者等	国	23335
必要な行為の継続の申請（アルコールの使用）	同法第29条第1項	申請等	民間事業者等	国	23336
承継の届出（アルコールの使用）	同法第30条	申請等	民間事業者等	国	23337
製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23338
許可事項の変更の届出（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23339
定期の報告（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23340
亡失等の報告（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23341

廃止の届出（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23342
特定アルコールの譲渡に係る申告	同法第31条第1項	申請等	民間事業者等	国	23137
廃棄処分の届出（アルコールの製造の事業）	同法第39条第1項	申請等	民間事業者等	国	23132
廃棄処分の届出（アルコールの輸入の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23133
廃棄処分の届出（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23134
廃棄処分の届出（アルコールの使用の事業）（アルコール本体）	同上	申請等	民間事業者等	国	23135
廃棄処分の届出（アルコールの使用の事業）（アルコール含有物）	同上	申請等	民間事業者等	国	23136

（2）取組内容

（1）に記載した42手続については、現状、書面のみで行われているが、2023年度（令和5年度）にオンラインによる申請等を可能とすることで、工業用アルコール事業を営む民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、GビズIDを活用する。

KPI

2023年度（令和5年度）にオンラインによる申請等を開始する。

20. 揮発油販売業者の登録申請等 (©経済産業省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
揮発油特定加工業者の登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第12条の2	申請等	民間事業者等	国	25846
揮発油特定加工業者の変更登録	同法第12条の6第1項	申請等	民間事業者等	国	25847
揮発油特定加工業者の登録事項の変更の届出	同法第12条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	25848
揮発油特定加工業者の地位の承継の届出	同法第12条の8	申請等	民間事業者等	国	25849
揮発油特定加工業者の廃止の届出	同法第12条の8	申請等	民間事業者等	国	25850
軽油特定加工業者の登録	同法第12条の9	申請等	民間事業者等	国	25851
軽油特定加工業者の変更登録	同法第12条の13第1項	申請等	民間事業者等	国	25852
軽油特定加工業者の登録事項の変更の届出	同法第12条の13第3項	申請等	民間事業者等	国	25853
軽油特定加工業者の地位の承継の届出	同法第12条の15	申請等	民間事業者等	国	25854
軽油特定加工業者の廃止の届出	同法第12条の15	申請等	国民等	国	25855
登録分析機関に揮発油の分析を委託した旨の届出	同法第16条の2第2項	申請等	民間事業者等	国	25858
登録分析機関に揮発油の分析の委託契約が失効した旨の届出	同法第16条の2第2項	申請等	民間事業者等	国	25858
登録分析機関の登録	同法第17条の13第1項	申請等	民間事業者等	国	25827
登録分析機関の登録の更新	同法第17条の16第2項	申請等	民間事業者等	国	25827
業務規程の登録の届出	同法第17条の18第1項	申請等	民間事業者等	国	25828
業務規程の変更の届出	同法第17条の18第1項	申請等	民間事業者等	国	25828
分析業務廃止（全部休止・一部休止）の届出	同法第17条の21	申請等	民間事業者等	国	25829
揮発油試験研究計画の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和52年通商産業省令第24号）第10条の3第1項	申請等	民間事業者等	国	25859
揮発油試験研究計画の変更の認定の申請	同規則第10条の5第1項	申請等	民間事業者等	国	25860
揮発油試験研究計画から予見されない事態が生じた際の報告	同規則第10条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25861
揮発油試験研究計画中間報告書の提出	同規則第10条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	25862
揮発油試験研究計画最終報告書の提出	同規則第10条の6第4項	申請等	民間事業者等	国	25863
生産（確認）揮発油品質維持計画の認定の申請	同規則第14条の2第6項	申請等	民間事業者等	国	25864
生産（確認）揮発油品質維持計画の変更の届出	同規則第14条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25865
生産（確認）揮発油品質維持計画終了日の変更の認定の申請	同規則第14条の7第2項	申請等	民間事業者等	国	25866
揮発油特定加工品質確認計画の認定の申請	同規則第17条の2第4項	申請等	民間事業者等	国	25867
揮発油規格適合確認の届出	同規則第17条の3第2項	申請等	民間事業者等	国	25868
揮発油特定加工品質確認計画の変更の認定の申請	同規則第17条の5第2項	申請等	民間事業者等	国	25869
揮発油特定加工品質確認計画の変更の届出	同規則第17条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25870
揮発油特定加工品質確認計画終了日の変更の認定の申請	同規則第17条の7第2項	申請等	民間事業者等	国	25871
軽油試験研究計画の認定の申請	同規則第22条の3第1項	申請等	民間事業者等	国	25872
軽油試験研究計画の変更の認定の申請	同規則第22条の5第1項	申請等	民間事業者等	国	25873
軽油試験研究計画から予見されない事態が生じた際の報告	同規則第22条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25874
軽油試験研究計画中間報告書の提出	同規則第22条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	25875

軽油試験研究計画最終報告書の提出	同規則第22条の6第4項	申請等	民間事業者等	国	25876
軽油特定加工品質確認計画の認定の申請	同規則第25条の2第4項	申請等	民間事業者等	国	25877
軽油規格適合確認の届出	同規則第25条の3第2項	申請等	民間事業者等	国	25878
軽油特定加工品質確認計画の変更の認定の申請	同規則第25条の5第2項	申請等	民間事業者等	国	25879
軽油特定加工品質確認計画の変更の届出	同規則第25条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25880
軽油特定加工品質確認計画終了日の変更の認定の申請	同規則第25条の7第2項	申請等	民間事業者等	国	25881

(2) 取組内容

上記(1)に記載した40手続については、現状、書面のみで行われているが、予算が確保できれば石油流通システムを整備し、オンラインによる申請等を可能とすることで、揮発油販売業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。揮発油販売業者の登録(手続ID:25841)等7手続について、2021年(令和3年)4月から試験的にオンラインによる申請を実施中。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、GビズIDを活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する点については変更内。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書(商業法人)については、2020年(令和2年)10月から法務省が運用を開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを目指す。

KPI

オンラインによる申請等の割合(2024年度(令和6年度):20%)

21. 経済産業省所管行政手続のオンライン化（◎経済産業省）

（1）取組内容

経済産業省が所管する行政手続のうち、中・小規模の申請件数（年間手続件数が数千件程度まで）で、簡易な業務フローの手続等を中心に、対応可能なものについてはローコードツールを活用した「Gビズフォーム」によるオンライン化を進めており、2023年（令和5年）3月末時点で77の手続についてGビズフォームによるオンライン申請を可能とした。引き続き、大規模の申請件数のある手続にも対応できる個別システムやGビズフォーム等でのオンライン化を進め、2025年（令和7年）末までに国民・事業者等から行政機関等への申請等手続のオンライン化率100%を目指すとともに、オンライン利用率の引上げを進める。

KPI

システムを用いた申請等手続におけるオンライン利用率（2025年度（令和7年度）：65%）

22. 事業継続力強化計画認定申請（◎経済産業省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
連携事業継続力強化計画の申請	同法第58条第1項	申請等	民間事業者等	国	118078
連携事業継続力強化計画の変更申請	同法第59条第1項	申請等	民間事業者等	国	118077

（2）取組内容

（1）に記載した連携事業継続力強化計画の申請及び連携事業継続力強化の変更申請については、2023年度（令和5年度）以降にオンラインによる申請の実現を図る。
 オンラインによる申請における本人確認の方法については、GビズID（法人共通認証基盤）を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

KPI

オンラインによる事業継続力強化計画の申請割合（2024年度（令和6年度）：100%）

23. 電気・ガス事業者による申請・届出等（◎経済産業省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
一般ガス導管事業許可申請	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第36条第1項	申請等	民間事業者等	国	111124
事業開始届出	同法第39条第4項	申請等	民間事業者等	国	111129
供給区域変更許可申請	同法第40条第1項	申請等	民間事業者等	国	111130
ガス工作物変更届出	同法第41条第1項	申請等	民間事業者等	国	111135
氏名等変更届出	同法第41条第2項	申請等	民間事業者等	国	111136
事業譲渡譲受認可申請	同法第42条第1項	申請等	民間事業者等	国	111139
合併認可申請	同法第42条第2項	申請等	民間事業者等	国	111141
分割認可申請	同上	申請等	民間事業者等	国	111142
事業承継届出	同法第43条第2項	申請等	民間事業者等	国	111143
事業休止（廃止）許可申請	同法第44条第1項	申請等	民間事業者等	国	111144
解散認可申請	同法第44条第2項	申請等	民間事業者等	国	111146
供給計画届出	同法第56条第1項	申請等	民間事業者等	国	111187
供給計画変更届出	同法第56条第2項	申請等	民間事業者等	国	111188
小売電気事業登録申請	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の3第1項	申請等	民間事業者等	国	26308
小売電気事業変更登録申請	同法第2条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	26309
小売電気事業休止（廃止）届出	同法第2条の8第1項	申請等	民間事業者等	国	26312
解散届出	同法第2条の8第2項	申請等	民間事業者等	国	26313
特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出	同法第28条の3第2項第2号	申請等	民間事業者等	国	-
特定自家用電気工作物が一般送配電事業者の電線路と電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出	同法第28条の3第2項第3号	申請等	民間事業者等	国	-
発受電月報	電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第2条	申請等	民間事業者等	国	26103
自家用発電所運転半期報	同上	申請等	国民等、民間事業者等	国	26231
設備資金報	同上	申請等	国民等、民間事業者等	国	26113
ガス事業生産動態統計調査	統計法（平成19年法律第53号）第13条	申請等	民間事業者等	国	26102

（2）取組内容

（1）に記載した23手続については、現状、書面のみで行われているが、業務改革（BPR）等に基づく対象手続の選定やシステムの要件定義等の検討を行った上で、既に構築している電気・ガス事業オンライン申請・届出システムに、オンラインによる申請・届出等を可能とする機能を追加実装していくことで、事業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

オンラインによる申請の割合（令和6年度（2024年度）：45%）

24. 特許庁からの発送手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

特許庁からオンライン発送できない書類のうち、年間の発送件数が多く、ユーザーからデジタル対応の要望が高い以下の手続。

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
特許証の交付	特許法（昭和34年法律第121号）第28条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	21475
実用新案登録証の交付	実用新案法（昭和34年法律第123号）第50条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	21476
意匠登録証の交付	意匠法（昭和34年法律第125号）第62条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	21477
商標登録証の交付	商標法（昭和34年法律第127号）第71条の2	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	21478
年金領収書	-	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
自動納付通知	-	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
商標更新申請登録通知書	-	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
移転登録済通知書	特許登録令施行規則（昭和35年通商産業省令第33号）第60条等	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	-
識別番号通知書	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号）第3条2項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	22548
包括委任状番号通知	同規則第6条3項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	22549

（2）取組内容

特許庁からの発送手続については、1993年（平成5年）にオンライン発送システムの稼働を開始し、年間の総発送件数約395万件（約1,000種類）のうち、約115万件がオンラインで発送可能となっている。一方で、オンライン発送できない手続が年間約280万件（約800種類）存在する。上記約280万件の発送書類のうち、年間の発送件数が多く、ユーザーからデジタル対応の要望が高い（1）に記載の手続（現在オンライン発送できない手続全体の約8割以上となる約230万件に相当）を対象とし、2022～2023年度（令和4～5年度）にシステムを整備し、これらの発送手続について2023年度（令和5年度）中にオンライン発送が行えるようにすることを目的とする。

KPI

（1）に記載した対象書類について、2023年度（令和5年度）中にオンライン発送を可能とする。

25. 特許庁における書面手続のデジタル化（◎経済産業省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

特許庁が所管する全手続のうち、特許庁が受け手になっている登録名義人の表示変更登録申請書、無効審判請求書など、書面でのみ申請が可能な約500種類の行政手続（詳細な対象手続については、「行政手続等の棚卸調査」において示す。）

（2）取組内容

特許庁は、1990年（平成2年）に世界に先駆けて特許出願をデジタル化し、現在は、申請件数ベースでは、年間の総申請件数約310万件のうち、約290万件がオンラインで申請可能となっている。一方で、オンライン申請できない手続（書面でのみ手続が可能な申請）が年間約20万件（約500種類）存在する。2022～2023年度（令和4～5年度）にシステムを整備し、これらの書面手続について2023年度（令和5年度）中にオンライン申請が行えるようにすることを目的とする。

KPI

（1）に記載した約500種類の対象書類について、2023年度（令和5年度）中にオンライン申請を可能とする。

26. 経営革新計画の承認手続（◎経済産業省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
経営革新計画の変更申請	同法第15条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	26559

（2）取組内容

経営革新計画の申請について、一部の都道府県において2023年（令和5年）3月28日から国が構築した経営革新計画電子申請システムによるオンライン申請の受付を開始した。
 2023年度（令和5年度）以降は、経営革新計画電子申請システムに経営革新計画の変更申請を受け付けるための機能を設けるとともに、都道府県の意見を聞きながら利便性を高めるための機能改修を行うことで、導入都道府県の拡大を進め、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

経営革新計画電子申請システムを導入した都道府県数（2024年度（令和6年度）：10都道府県）

27. 産業保安・製品安全法令に基づく手続の利用率向上（◎経済産業省）

（1）取組内容

産業保安・製品安全法令（電気、LPガス、都市ガス、火薬類、鉱山及び製品安全関係）に基づく約50の手続（手続ID：24367等）について、2020年度（令和2年度）1月から順次、産業保安システム（保安ネット）によるオンライン届出等を開始している。今後、地方公共団体の自治事務になっている申請・届出手続を含めて、残りの約1,000の手続についても保安ネット等を通じてオンライン上で効率的に行えるようにするため、2024年度（令和6年度）4月にシステム更改を実施する。2022年度（令和4年度）にシステム更改のための要件定義を実施しており、2023年度（令和5年度）から具体的な設計開発を進める。

KPI

オンライン化した手続のうち、オンライン届出等の割合（2023年度（令和5年度）末まで：87%）

28. 技術検定試験受検申請（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
技術検定試験受検申請（土木・管工事・電気通信工事・造園）	施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第4条第1項	申請等	国民等	民間事業者等	29121
技術検定試験受検申請（建築・電気工事）	同上	申請等	国民等	民間事業者等	29122
技術検定試験受検申請（建設機械施工）	同上	申請等	国民等	民間事業者等	29123

（2）取組内容

技術検定試験受検申請については、試験的にオンライン申請を実施している再受検等一部の申請手続を除き、現状、書面で行われているが、今後、全ての受検申請において手数料納付及び本人確認も含めたオンラインによる申請の実現を2025年度（令和7年度）までに目指す。

また、業務の効率化のみでなく、試験種目間における実務経験の重複申請の防止等を図るため、各指定試験機関のシステムを相互に連携させ、受検者のデータの照会や突合等を可能にする仕組みの在り方を2023年度（令和5年度）中に検討する。

KPI

オンラインによる受検申請の割合（2024年度（令和6年度）：10%）

29. 航空従事者技能証明の申請等 (©国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
航空従事者技能証明の申請	航空法（昭和27年法律第231号）第22条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
技能証明の限定の変更申請	同法第29条の2第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
航空機の操縦練習許可申請	同法第35条第3項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
航空英語能力証明の申請	航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第63条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
計器飛行証明及び操縦教育証明の申請	同規則第64条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
技能証明書等の再交付申請	同規則第71条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
特定操縦技能の審査結果等の提出	同規則第162条の15第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
運航管理者技能検定の申請	同規則第168条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-

(2) 取組内容

(1)に記載した8手続については、現状、書面で行われているが、特定操縦技能の審査結果等の提出を除く7手続については、航空従事者管理システムを改修中であり、2023年度（令和5年度）中に、オンラインによる申請等を開始し、特定操縦技能の審査結果等の提出についても、順次、オンラインによる申請等を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、当初は従来どおりの住民票の郵送による確認を行うが、2024年度（令和6年度）にシステム改修を行い、2025年度（令和7年度）以降にマイナンバーカードの公的個人認証を活用して本人確認ができるようにする。

KPI

オンラインによる申請の割合（2025年度（令和7年度）末：70%）

30. 航空法に基づく申請等（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
耐空証明申請	航空法第10条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	32927
型式証明申請	同法第12条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	111619
航空機の型式設計変更承認申請	同法第13条第1項	申請等	民間事業者等	国	32928
追加型式設計承認書申請	航空法施行規則第23条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	115072
航空機の追加型式設計変更承認申請	同法第13条の2第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	32929
修理改造検査申請	同法第17条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	111617
事業場の認定申請	同法第20条第1項	申請等	民間事業者等	国	32930
操縦練習飛行等の許可申請	同規則第198条の3第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	32910
物件投下の届出	同法第89条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	114827
飛行場以外の場所の離着陸の許可の申請	同規則第172条の2第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	32908
最低安全高度以下の区域の飛行許可の申請	同規則第175条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	114826
飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の許可の申請	同規則第239条の2第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	114830
飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の通報	同規則第239条の3第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-

（2）取組内容

（1）に記載した13手続については、現状、書面のみで行われているが、2024年度（令和6年度）以降、他システムの活用等も検討しつつ、順次オンラインによる申請を可能とすることで、行政事務の効率化等を図る。

KPI

対象手続のオンライン化の整備（2023年度（令和5年度））
（具体的な指標については、2023年度（令和5年度）に検討する。）

31. 自動車保有関係手続等（◎国土交通省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
検査対象外軽自動車の届出済証の記載事項の変更届出	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の5第1項	申請等	国民等	国	35781
検査対象外軽自動車の使用の届出	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の3第1項	申請等	国民等	国	35788
検査対象外軽自動車の届出済証返納証明書の交付	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の6第3項	申請等	国民等	国	35789

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、書面で行われているが、自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの改修により、2026年度（令和8年度）までにオンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

自動車の新規登録（手続ID:33625）等の23手続については、既に自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）によりオンライン化されているが、申請者の利便性の向上のため、2023年（令和5年）10月（予定）より電子車検証を活用した入力項目の削減、2024年（令和6年）10月（予定）より法務省の登記情報連携システムとの連携による添付書類の省略等を図る。

KPI

検査対象外軽自動車手続のオンライン申請率（オンライン申請システム運用開始から5年目：使用の届出等20%）

32. 住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第4条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	30839
住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出	同法第12条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	30843

（2）取組内容

（1）に記載した2手続については、現状、書面のみで行われているが、新たに特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく新築住宅の資力確保措置に係る届出の電子化システムを整備し、2023年度（令和5年度）を目途にオンラインによる届出を可能とすることで、届出を行う建設業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

オンラインによる申請等の割合（2023年度（令和5年度）の電子システムの運用等を踏まえて目標値を設定）

33. 宅地建物取引業免許等関係手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
宅地建物取引業の免許の申請	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第4条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28821 36634
宅地建物取引業の免許の更新の申請	同上	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28822 36635
免許申請事項の変更の届出	同法第9条	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28823 36636
廃業等の届出	同法第11条	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28824 36637
営業保証金供託済の届出	同法第25条第4項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28829
事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出	同法第26条第2項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28830
営業保証金の不足額の供託の届出	同法第28条第2項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28831
業務を行う場所の届出	同法第50条第2項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28825 29091 36638
免許証の書換交付の申請	宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第4条の2第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28826
免許証の再交付（亡失、滅失の場合）の申請	同規則第4条の3第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28827
免許証の再交付（汚損、破損の場合）の申請	同上	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28828
営業保証金の保管替え等の届出	同規則第15条の4	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28832
営業保証金の変換の届出	同規則第15条の4の2	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28833
宅地建物取引士の登録の申請	同法第19条第1項	申請等	国民等	地方等	28837
宅地建物取引士登録の移転の申請	同法第19条の2	申請等	国民等	地方等	28838
宅地建物取引士登録の変更の申請	同法第20条	申請等	国民等	地方等	28839
宅地建物取引士の死亡等の届出	同法第21条	申請等	国民等	地方等	28840
宅地建物取引士の登録の消除の申請	同法第22条	申請等	国民等	地方等	28841
宅地建物取引士証の交付の申請	同法第22条の2第1項	申請等	国民等	地方等	28842
宅地建物取引士証の更新申請	同法第22条の3第1項	申請等	国民等	地方等	28845
宅地建物取引士証の書換え交付の申請	同規則第14条の13第1項	申請等	国民等	地方等	28846
宅地建物取引士証の再交付の申請（亡失、滅失の場合）	同規則第14条の15第1項	申請等	国民等	地方等	28847
宅地建物取引士証の再交付の申請（汚損、破損の場合）	同上	申請等	国民等	地方等	28848

（2）取組内容

（1）に記載した23手続については、現状、書面で行われているが、電子申請システム（受付機能）の整備を図り、2024年度（令和6年度）以降オンラインによる申請等を順次可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

宅地建物取引業免許等関係のオンライン申請の割合（2028年度（令和10年度）末：20%）

34. 特定車両停留施設における停留許可関係手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
特定車両停留施設における停留の許可の申請	道路法（令和2年法律第31号）第48条の32第2項	申請等	民間事業者等	国、独立行政法人等又は地方等	-
特定車両停留施設における停留の許可の変更	同法第48条の32第3項	申請等	民間事業者等	国、独立行政法人等又は地方等	-

（2）取組内容

（1）に記載した2手続については、民間事業者等が特定車両停留施設に車両を停留させるために行うものであり、2022年度（令和4年度）に当該対象手続をオンラインで申請するシステムを開発した。2023年度（令和5年度）はオンライン申請のテスト運用を実施する。

KPI

2023年度（令和5年度）に当該対象手続のオンライン申請をテスト運用する。

35. 汎用受付システムで実施する国土交通省関係手続（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
工事・作業許可申請	港則法（昭和23年法律第174号）第31条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	33520
測量士又は測量士補の登録申請	測量法第49条第1項	申請等	国民等	国	33588
一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出	道路運送法（昭和26年法律第183号）第15条	申請等	民間事業者等	国	35941
航空機の航行の安全を確保するための装置の不装備の許可	航空法第60条	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	36221
航空機の航行の安全を確保するための装置の不装備の許可	同上	申請等	民間事業者	国	111382
航空機の運航の状況を記録するための措置の不装備の許可	同法第61条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	36222
航空機の運航の状況を記録するための措置の不装備の許可	同上	申請等	民間事業者	国	111383
特別な方式による航行の許可	同法第83条の2	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	36223
特別な方式による航行の許可	同上	申請等	民間事業者	国	111379
運航管理施設等の検査	同法第102条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	33072
運航管理施設等の検査	同上	申請等	民間事業者	国	111376
安全管理規程の届出又は変更の届出	同法第103条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	33073
安全統括管理者の選任又は解任の届出	同法第103条の2第5項	申請等	民間事業者等	国	33074
運航規程及び整備規程の認可及び変更認可	同法第104条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	33075
運航規程及び整備規程の認可及び変更認可	同上	申請等	民間事業者	国	111377
航空機の運航又は整備に関する業務の管理の受委託の許可	同法第113条の2第1項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者	33087
航空機の運航又は整備に関する業務の管理の受委託の許可	同上	申請等	民間事業者	国	111378
不動産鑑定士の登録	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第17条第1項	申請等	国民等	国	29035
不動産鑑定士の変更の登録	同法第18条	申請等	国民等	国	29036
不動産鑑定士の死亡等の届出	同法第19条	申請等	国民等	国	29037
不動産鑑定士の登録の消除	同法第20条	申請等	国民等	国	29038
不動産鑑定業者の登録	同法第22条第1項	申請等	民間事業者等	国	29039
不動産鑑定業者の更新の登録	同法第22条第3項	申請等	民間事業者等	国	29040
不動産鑑定業者の登録換えの登録	同法第26条第1項	申請等	民間事業者等	国	29041
不動産鑑定業者の変更の登録	同法第27条第1項	申請等	民間事業者等	国	29042
不動産鑑定業者の廃業等の届出	同法第29条	申請等	民間事業者等	国	29043
流水の占用の許可	河川法（昭和39年法律第167号）第23条	申請等	国民等、民間事業者等	国	34977
流水の占用の登録	同法第23条の2	申請等	国民等、民間事業者等	国	34978
土地の占用の許可	同法第24条	申請等	国民等、民間事業者等	国	34979
土石等の採取の許可	同法第25条	申請等	国民等、民間事業者等	国	34980
工作物の新築等の許可	同法第26条	申請等	国民等、民間事業者等	国	34981
土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	33825
土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請	同法第3条第2項	申請等	民間事業者等	国	33826
届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定の申請	同法第3条第3項	申請等	民間事業者等	国	33827
使用廃止の届出	同法第5条	申請等	民間事業者等	国	33828
採取計画の認可	砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条	申請等	民間事業者等	国	35467

採取計画の変更の認可等	同法第20条	申請等	民間事業者等	国	35468
採取計画認可の届出事項の軽微な変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	35469
採取計画認可時の届出事項の変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	35470
一般貨物自動車運送事業の許可の申請	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条	申請等	民間事業者等	国	33802
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可の申請	同法第9条第1項	申請等	民間事業者等	国	33803
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出	同法第9条第3項	申請等	民間事業者等	国	33804
一般貨物自動車運送事業の運行管理者の選任又は解任の届出	同法第18条第3項	申請等	民間事業者等	国	33749
運行管理者資格者証の交付の申請	同法第19条第1項	申請等	国民等	国	33750
一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請	同法第30条第1項	申請等	民間事業者等	国	33807
一般貨物自動車運送事業の休止及び廃止の届出	同法第32条	申請等	民間事業者等	国	33810
貨物軽自動車運送事業の経営の届出	同法第36条第1項	申請等	民間事業者等	国	33815
貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	33816
貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の届出	同法第36条第3項	申請等	民間事業者等	国	33817
特定事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画の提出	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第33条	申請等	民間事業者等	国	33770
特定事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する定期の報告	同法第34条	申請等	民間事業者等	国	33771
周辺地域内自動車を使用する事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画の提出	同法第36条第1項	申請等	民間事業者等	国	36437
周辺地域内事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する定期の報告	同法第37条	申請等	民間事業者等	国	36438
測量士・測量士補の登録通知	測量法施行令（昭和24年政令第322号）第12条第2項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	33594
測量士・測量士補名簿の記載事項の変更の届出	同令第13条	申請等	国民等	国	33592
測量士・測量士補の死亡等の届出	同令第16条	申請等	国民等	国	33593
測量士試験の受験願書の提出	同令第22条	申請等	国民等	国	33590
測量士補試験の受験願書の提出	同上	申請等	国民等	国	33591
測量士試験・測量士補試験の合格証書の交付	同令第24条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	36219
一般貸切旅客自動車運送事業者の補助者の選任又は解任の届出	旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第68条第1項第5号	申請等	民間事業者等	国	36414
特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定の申請	自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和54年通商産業省・運輸省令第3号）附則第2項	申請等	民間事業者等	国	36445
一般貨物自動車運送事業者等による届出	貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）第44条第1項	申請等	民間事業者等	国	33823
事業報告書及び事業実績報告書の提出	貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）第2条第1項	申請等	民間事業者等	国	33845
一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出	同規則第2条の2	申請等	民間事業者等	国	33824

(2) 取組内容

(1)に記載した手続について、国土交通省のオンライン申請システムを活用し、オンラインによる申請受付等を可能とするべく検討を進めているが、e-Gov審査支援サービスの開始によって、申請受付から審査・決裁・文書保存に至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行うための仕組みが整備されたことから、e-Gov審査支援サービスへの移行も含め検討していく。

また、申請等の受付だけでなく、審査やデータベース入力・管理も一貫して行うことができるシステムの導入についても併せて検討を進め、地方運輸局等における行政手続（鉄道、自動車等）において先行的に実施し、得られた課題等を踏まえて機能等の検討を行う。

その他の添付書類の省略等、業務改善（BPR）等を行いながら、より一層の申請者の利便性の向上や行政事務の効率化を図る。

KPI

(1)に記載した手続について、2025年（令和7年）までに順次オンライン化する。

36. PSカード申請手続 (◎国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の届出	港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第15条の7第2項	申請等	民間事業者等	国	-
電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の変更の届出	同規則第15条の7第3項	申請等	民間事業者等	国	-
電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の廃止の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	-

(2) 取組内容

(1)に記載した手続は、出入管理情報システムに使用するPort Securityカード（PSカード）の新規（変更）登録・更新申請を指す。本手続は、書面のみで行われていたが、PSカードの電子申請システムを開発し、2021年度（令和3年度）に、オンラインによる申請を可能とすることで、利用者の利便性向上及び申請書のシステムへの打込作業の削減による行政事務の効率化を図った。また、申請の際に添付を求めている証明写真について、2021年度（令和3年度）に、オンラインによる提出を可能にした。申請の際に添付を求めている雇用保険の写しについては、今後オンラインによる提出を可能とすることを検討する。請求に係る手数料については、ペイジー（ネットバンキング）、ペイジー（銀行ATM）を活用して、既にオンライン納付を可能としている。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、あらかじめ登録されている事業所番号を活用する。

KPI

オンラインによるPSカード申請手続の割合50%（2024年度（令和6年度））

37. 賃貸住宅管理業登録関係手続の利便性向上 (©国土交通省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
賃貸住宅管理業者の登録手続における登録免許税領収証書の提出	賃貸住宅の管理業等の適正化に関する法律第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	-
賃貸住宅管理業者の更新手続における収入印紙の提出	同法第3条第2項	申請等	民間事業者等	国	-

(2) 取組内容

賃貸住宅管理業者登録申請書の提出について、登録免許税領収証書の提出については、現状、郵送のみで行われているが、既存の賃貸住宅管理業登録等電子申請システムと登録免許税領収証書等の電子化を可能とするシステムを連携してオンライン納付を可能とすることにより、利用者の利便性向上及び審査事務の効率化を検討する。

具体的には、2023年度（令和5年度）において、オンライン納付を可能とするための賃貸住宅管理業登録等電子申請システムとの連携先について、歳入金電子納付システム（REPS）、国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）又はその他の登録免許税領収証書等の電子化を可能とするシステムのいずれと連携することが効率的か、システム連携に必要な仕様の検討や概算費用の調査を行うことを想定している。2024年度（令和6年度）において、2023年度（令和5年度）において検討した内容をもとに改修（システム連携）の仕様を決定し、2025年度（令和7年度）において、当該改修（システム連携）を実行することを検討している。

KPI

オンラインによる申請の割合（2026年度（令和8年度）：80%）

38. 外来生物法に基づく各種手続等（◎環境省、農林水産省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
特定外来生物飼養等許可申請	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第5条第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	43962
特定外来生物の放出等に係る許可申請	同法第9条の2第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	43965
特定外来生物の防除の確認又は認定申請	同法第17条の4、第18条	申請等	国民等、民間事業者等	国	43963
未判定外来生物の輸入届出	同法第21条	申請等	国民等、民間事業者等	国	115252
未判定外来生物の本邦への輸出届出	同法第24条第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	115253
特定外来生物飼養等許可証の再交付申請	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）第4条第5項	申請等	国民等、民間事業者等	国	43972
特定外来生物飼養等許可に係る住所等の変更又は主たる飼養等取扱者の住所等の変更届出	同規則第4条第7項	申請等	国民等、民間事業者等	国	43969
特定外来生物飼養等許可証亡失届出	同規則第4条第8項	申請等	国民等、民間事業者等	国	43973
特定外来生物飼養等許可証の写しの交付申請	同規則第4条第9項	申請等	国民等、民間事業者等	国	43970
特定外来生物飼養等許可の失効届出	同規則第10条	申請等	国民等、民間事業者等	国	43971
特定外来生物放出等許可証の再交付申請書	同規則第11条の2第3項	申請等	国民等、民間事業者等	国	115257
特定外来生物放出等許可に係る住所等の変更又は主たる放出等実施者の住所等の変更届出	同規則第11条の2第5項	申請等	国民等、民間事業者等	国	115256
特定外来生物放出等許可証亡失届出	同規則第11条の2第6項	申請等	国民等、民間事業者等	国	115255
特定外来生物放出等許可の失効届出	同規則第11条の5	申請等	国民等、民間事業者等	国	115254

（2）取組内容

（1）に記載した14手続については、現状、原則書面で行われているが、2022年度（令和4年度）に「外来生物飼養等情報データベースシステム」の改修に着手し、2023年度（令和5年度）中にオンラインによる手続を可能とすることで、手続者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

飼養等許可申請等の申請・届出処理に係る処理時間の削減率
 基準値：1
 年度別達成目標：2023年度（令和5年度）（0.7）、2024年度（令和6年度）（0.7）、2025年度（令和7年度）（0.7）

39. 環境法令に基づく各種届出等 (◎環境省)

(1) 取組内容

環境省が所管する国民・民間事業者から国・地方等への申請手続のうち、独自システムでのオンライン化を実現または予定している手続以外の手続を対象に、BPRに取り組みつつ、デジタル庁が提供するe-Gov電子申請サービス/e-Gov審査支援サービス等を活用して手続オンライン化を実現する。

上記手続には、地方公共団体を受け手とするものが多数あるため、e-Gov審査支援サービスのLGWAN対応等のスケジュールを考慮しつつ積極的に進める。

また、e-Govの利用に当たっては、開発効率化のためのツールや雛形画面等を整備するとともに、EBPM等での申請データの利活用を目的に、e-Govの機能を補完するツールとして申請データを蓄積し可視化する外部システムの整備を環境省独自に検討する。

なお、手続件数が少ない等の理由によりメールによるオンライン化を予定する手続については、中長期計画等の中で管理し、確実なオンライン化を推進する。

KPI

環境省が所管する年間申請実績1万件未満の国民・民間事業者から国・地方等への行政申請手続(2022年度(令和4年度)現在893手続)を2025年度(令和7年度)末までにオンラインで受け付けることが可能となる仕組みを整備する:100%)

40. J-クレジット制度における手続（◎環境省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
J-クレジット制度における口座開設	-	申請等	民間事業者等	国	-

（2）取組内容

J-クレジット制度におけるプロジェクト登録やクレジット利用といった申請手続等について、2022年度（令和4年度）から稼働している新たなJ-クレジット登録簿システムによりオンライン化した。当該システムを更に改良し、口座開設に必要な書類についても、登録簿システムへアップロードすることでオンラインによる提出を可能とする予定。

KPI

対象手続のオンラインによる申請の割合（2023年度（令和5年度）：100%）

41. 中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続（◎防衛省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
総合評価落札方式が適用される契約に係る入札手続	予算決算及び会計令第91条第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	111674

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、原則、オンライン化されているが、提案資料の提出等に関しては対応できていないため、2023年度（令和5年度）中に、中央調達システムを更改し、更なるオンライン化を進めることで、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

オンラインによる提案資料提出の割合（2023年度（令和5年度）：100%）

42. 陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続（◎防衛省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続	会計法（昭和22年法律第35号）第29条の5第1項及び同法第49条の3第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-

（2）取組内容

府省共通の電子調達システム（GEPS）の適用除外としている陸海空自衛隊で実施する入札に係る業務について、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の簡素化を目的に、電子入札等を導入する。
 この際、経費の効率化を図るため2023年度（令和5年度）更改予定の次期中央調達システムに実装する電子入札・開札業務機能を活用し、オンライン化を図る。

KPI

オンラインによる入札の割合（2025年度（令和7年度）末：80%）

Ⅱ オンライン化を実施する行政手続等

2. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

43. 特定非営利活動促進法関係手続 (◎内閣府)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
特定非営利活動法人の設立の認証の申請	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40051
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る縦覧	同法第10条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40129
特定非営利活動法人の設立の認証及び不認証に係る通知	同法第12条第3項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40711
特定非営利活動法人の設立に係る登記の届出	同法第13条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40052
特定非営利活動法人の役員の変更等の届出	同法第23条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40053
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	同法第25条第3項	申請等	民間事業者等	地方等	40054
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請に係る縦覧	同法第25条第5項において準用する第10条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40713
特定非営利活動法人の定款変更の認証及び不認証に係る通知	同法第25条第5項において準用する第12条第3項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40714
特定非営利活動法人の定款変更の届出	同法第25条第6項	申請等	民間事業者等	地方等	40055
特定非営利活動法人の定款変更に係る登記事項証明書の提出	同法第25条第7項	申請等	民間事業者等	地方等	40065
特定非営利活動法人の事業報告書等の提出	同法第29条	申請等	民間事業者等	地方等	40056
特定非営利活動法人の事業報告書等の閲覧	同法第30条	申請等	民間事業者等	地方等	40718
特定非営利活動法人の解散の認定の申請	同法第31条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40057
特定非営利活動法人の合併の認証の申請	同法第34条第3項及び第34条第5項で準用する第10条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40060
特定非営利活動法人の合併の認証の申請に係る縦覧	同法第34条第5項において準用する第10条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40719
特定非営利活動法人の合併の認証及び不認証に係る通知	同法第34条第5項において準用する第12条第3項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40720
特定非営利活動法人の合併に係る登記の届出	同法第39条第2項において準用する第13条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40061
特定非営利活動法人の認証の取消しに係る聴聞の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付	同法第43条第4項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40130
認定特定非営利活動法人の認定の申請	同法第44条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40067
認定特定非営利活動法人の認定及び不認定に係る通知	同法第49条第1項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40723
認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第49条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	40068
認定の有効期間の更新の申請	同法第51条第5項で準用する第44条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40069
認定の有効期間の更新及び不更新に係る通知	同法第51条第5項において準用する第49条第1項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40725
認定の有効期間の更新に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第51条第5項において準用する第49条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	40726
認定特定非営利活動法人の定款変更に係る変更後の定款等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第52条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40070
認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第53条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	40072
認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出	同法第55条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40073
認定特定非営利活動法人の助成金支給に係る書類の提出	同法第55条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40074
認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧	同法第56条	申請等	民間事業者等	地方等	40734
特例認定特定非営利活動法人の特例認定の申請	同法第58条第2項で準用する第44条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40075
特例認定特定非営利活動法人の特例認定及び不認定に係る通知	同法第62条において準用する第49条第1項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40736
特例認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第62条において準用する第49条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	40076

特例認定特定非営利活動法人の定款変更に係る変更後の定款等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第62条において準用する第52条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40077
特例認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第62条において準用する第53条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	40079
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出	同法第62条において準用する第55条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40744
特例認定特定非営利活動法人の助成金支給に係る書類の提出	同法第62条において準用する第55条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	40745
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧	同法第62条において準用する第56条	申請等	民間事業者等	地方等	40746
認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定の申請	同法第63条第5項で準用する第44条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40081
特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定の申請	同法第63条第5項で準用する第58条第2項で準用する第44条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	40082
認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定及び不認定に係る通知	同法第63条第5項において準用する第49条第1項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40750
認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第63条第5項において準用する第49条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	40083
特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定及び不認定に係る通知	同法第63条第5項において準用する第62条において準用する第49条第1項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40753
特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の合併の認定に係る申請書等の所轄庁以外の関係知事への提出	同法第63条第5項において準用する第62条において準用する第49条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	40754
認定の取消しに係る聴聞の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付	同法第67条第4項において準用する第43条第4項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40138
認定の取消しに係る通知	同法第67条第4項において準用する第49条第1項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40756
特例認定の取消しに係る聴聞の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付	同法第67条第4項において準用する第43条第4項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40139
特例認定の取消しに係る通知	同法第67条第4項において準用する第49条第1項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	地方等	40757

(2) 取組内容

<p>特定非営利活動促進法では、特定非営利活動法人が所轄庁（都道府県及び政令市）に提出すべき書類等や、閲覧に備え置くべき書類等を規定している。同時に、書面提出を原則としつつ、条例で定める場合には電磁的に提出したり、電磁的に閲覧に供することを可能とする規定を設けている。</p> <p>一方、これまで提出書類を電子メール等でやり取りしている特定非営利活動法人や所轄庁は極めて限定されていた。</p> <p>(1)に掲げる手続において特定非営利活動法人が所轄庁に提出する書類について、NPO情報管理・公開システムを改修することで、ウェブサイトを通じてオンラインで入力し、所轄庁もオンラインで事務を行うことが可能となるシステムの運用を、2023年（令和5年）3月に開始した。</p> <p>所轄庁及びNPO法人に対する十分な周知や、必要に応じてユーザーの利便性を図るためのシステム改良を図ることにより、所轄庁及びNPO法人の本システムへの円滑な移行を促進する。</p>

KPI

認証、認定・特例認定NPO法人のオンラインシステム利用率（2026年度（令和8年度）：100%）
--

44. 遺失物関係手続 (◎警察庁)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
特例施設占有者の物件に関する事項の届出	遺失物法（平成18年法律第73号）第17条	申請等	民間事業者等	地方等	1953
特例施設占有者の物件売却時の届出	同法第20条第3項	申請等	民間事業者等	地方等	1954
特例施設占有者の物件処分時の届出	同法第21条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	1955
遺失した旨の届出	遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第5条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	2058
施設占有者からの物件の提出の際の提出書の提出	同規則第26条	申請等	民間事業者等	地方等	2073

(2) 取組内容

(1)に記載した5手続については、現状、主に書面で行われているが、多くの都道府県においてオンラインによる申請を可能とすべく、警察共通基盤上に遺失物管理システムを整備し、2023年（令和5年）3月から10府県警察において運用を開始し、その後2026年度（令和8年度）末までに全国に拡大していく予定である。

KPI

遺失物管理システム移行済都道府県警察（2026年度（令和8年度）末：100%）

45. 消防法令における申請・届出等（◎総務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
圧縮アセチレン等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）の届出	消防法（昭和23年法律第186号）第9条の3	申請等	民間事業者等	地方等	12598
製造所等の仮貯蔵・仮取扱の承認	同法第10条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12599
製造所等の設置の許可申請	同法第11条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12600
製造所等の変更の許可申請	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12601
製造所等の仮使用の承認	同法第11条第5項	申請等	民間事業者等	地方等	12602
製造所等の完成検査前検査	同法第11条の2第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12605
製造所等の譲渡、引渡の届出	同法第11条第6項	申請等	民間事業者等	地方等	12606
製造所等の危険物の品名・数量または指定数量の倍数の変更の届出	同法第11条の4第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12607
製造所等の用途廃止の届出	同法第12条の6	申請等	民間事業者等	地方等	12608
危険物保安統括管理者選任の届出	同法第12条の7第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12610
危険物保安統括管理者解任の届出	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12611
危険物保安監督者選任の届出	同法第13条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12612
危険物保安監督者解任の届出	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12613
予防規程の認可申請	同法第14条の2第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12619
予防規程の変更の認可申請	同上	申請等	民間事業者等	地方等	12620
屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査	同法第14条の3	申請等	民間事業者等	地方等	12622
完成検査済証の再交付申請	危険物の規制に関する政令（昭和34年9月26日政令第306号）第8条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	12604
移送の経路等に関する書面の提出	同令第30条の2第5号	申請等	民間事業者等	地方等	12609
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期の延長申請	同令第8条の4第2項第1号	申請等	民間事業者等	地方等	12621
特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査時期の変更の承認	同令第8条の4第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12623
新基準適合届出	同令附則（平成6年7月1日政令第214号）第2項第2号	申請等	民間事業者等	地方等	-
第一段階基準適合届出	同令附則（平成6年7月1日政令第214号）第3項第2号	申請等	民間事業者等	地方等	-
既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認申請	同令附則（平成23年12月21日政令第405号）第10条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	-
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期の延長内部点検時期の延長の届出	危険物の規制に関する規則（昭和34年9月29日総理府令第55号）同規則第62条の5	申請等	民間事業者等	地方等	12626
休止中の地下貯蔵タンク及び二重殻タンクの外殻の漏れの点検期間延長申請	同規則第62条の5の2第3項	申請等	民間事業者等	地方等	-
休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請	同規則第62条の5の3第3項	申請等	民間事業者等	地方等	-
休止中の旧基準の特定・準特定屋外タンク貯蔵所の再開届出	同規則附則（平成21年10月16日総務省令第98号）第3条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	-
休止中の旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所の再開届出	同規則附則（平成21年10月16日総務省令第98号）第3条第7項及び第3条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	-
旧基準の特定・準特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出	同規則附則（平成21年10月16日総務省令第98号）第3条第5項	申請等	民間事業者等	地方等	-
旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出	同規則附則（平成21年10月16日総務省令第98号）第3条第7項及び第3条第5項	申請等	民間事業者等	地方等	-
休止中の既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開届出	同規則附則（平成23年12月21日総務省令第165号）第9条第4項	申請等	民間事業者等	地方等	-
既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出	同規則附則（平成23年12月21日総務省令第165号）第9条第5項	申請等	民間事業者等	地方等	-

特定防災施設等の設置の届出	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第15条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12644
自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況の届出	同法第16条第5項	申請等	民間事業者等	地方等	12645
防災管理者又は副防災管理者の選任・解任の届出	同法第17条第6項	申請等	民間事業者等	地方等	12646
自衛防災組織に係る防災規程の届出	同法第18条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12647
共同防災組織設置に係る防災要員の数、防災資機材等の種類、共同防災規程等の届出	同法第19条第3項	申請等	民間事業者等	地方等	12648
広域共同防災組織設置に伴う届出	同法第19条の2第4項	申請等	民間事業者等	地方等	12654
防災業務の実施状況に係る報告	同法第20条の2	申請等	民間事業者等	地方等	12655

（2）取組内容

（1）に記載した39手続について、申請窓口の一元化や申請様式の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、可能なものから速やかにマイナポータル「ぴったりサービス」を利用した電子申請等の標準モデル（各手続の標準的な業務プロセスや様式を定めたモデルをいう。）の構築を図る。

KPI

（1）に記載した手続のうち、マイナポータル「ぴったりサービス」に標準様式が登録された手続の割合（2023年度（令和5年度）末：100%）

46. 住民税の特別徴収税額通知の電子化等（◎総務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
特別徴収義務者の指定等（特別徴収税額等の通知）	地方税法第321条の4第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	10625

（2）取組内容

官民双方の負担を軽減するため、市区町村から事業者へ提供される住民税の特別徴収税額通知（手続ID：10625）について、全ての市区町村が地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）により送付する仕組みを2024年（令和6年）から導入する。

KPI

2024年（令和6年）課税分の住民税より導入予定

47. 指定難病等の医療費支給認定の申請（◎厚生労働省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
支給認定の申請	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項	申請等	国民等	地方等	48974
支給認定の申請	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第6条第1項	申請等	国民等	地方等	48980

（2）取組内容

（1）に記載した2手続については、現状、書面のみで行われている。指定難病データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースを更改し、2023年度（令和5年度）中にオンラインでの指定医による診断書の登録を可能とすることで、患者のオンライン申請に係るデータ登録基盤を形成する。

KPI

2023年度（令和5年度）中に費用対効果を含め、申請のオンライン化の実施の可否及びKPIについて検討する。

48. 事業主健診に関する記録の提供（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
事業主健診に関する記録の提供	健康保険法第150条第2項等	申請等	地方等又は民間事業者等	地方等又は民間事業者等	-

（2）取組内容

オンライン資格確認等システムを活用し、事業者等から保険者に対して提供された事業主健診に関する記録について、2023年度（令和5年度）までに、オンラインによる保険者間の記録提供を可能とするとともに、マイナポータルで本人が記録を閲覧できるようにすることで、保険者及び本人の利便性向上並びに行政事務の効率化を図る。

保険者が任意で実施する保健事業の一環であるため、全保険者が利用できるシステムを整備することをKPIとする。

KPI

オンラインによる保険者間の記録提供に伴うシステム整備（2023年度（令和5年度）中）

Ⅲ 添付書類の省略を実施する行政手続

1. 登記事項証明書の添付省略

(1) 法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築 (◎法務省、デジタル庁)

ア 取組内容

登記情報システムを改修して整備された登記情報連携システムにより、2020年(令和2年)10月以降、国の行政機関に登記情報をオンライン(共通APIやGUI機能)で提供することが可能となっている。2023年(令和5年)年2月から、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を実施しており、今後は、地方公共団体における登記情報連携の全国的な利用拡大に向けた検討を行うため、先行運用を概念実証として活用し、2023年度(令和5年度)中に利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

Ⅲ 添付書類の省略を実施する行政手続

1. 登記事項証明書の添付省略

(2) 登記事項証明書を省略する手続

49. 供託の申請、供託物の払渡請求等の手続（◎法務省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
供託の申請、供託物の払渡請求	供託法（明治32年法律第15号）第2条、第8条	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
代供託・附属供託の請求	供託規則（昭和34年法務省令第2号）第21条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	-
供託金の保管替えの請求	同規則第21条の3第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	13544
供託金利息の払渡請求	同規則第35条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	13545
供託有価証券の利札の払渡請求	同規則第36条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	13546
供託に関する書類の閲覧請求	同規則第48条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	13548
供託に関する事項の証明請求	同規則第49条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	13549

イ 取組内容

アに記載した7手続について、供託システムを改修し、2024年度（令和6年度）から、APIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書の添付省略を可能とし、登記事項証明書のバックオフィス連携を実現する。

50. 食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省、デジタル庁）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
合併による営業許可の承継の届出	食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第69条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	46878
分割による営業許可の承継の届出	同規則第70条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	47205

イ 取組内容

上記2手続について、地方公共団体における登記情報連携が可能となれば、（1）の仕組みによるAPI等を活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを検討する。

51. 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用する手続（◎農林水産省）

ア 対象手続

eMAFF を活用する手続のうち、登記事項証明書（商業法人）の添付を求めている手続

イ 取組内容

アに記載した手続について、eMAFF において、（1）の仕組みによるAPIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付の省略を図る。

52. 経営革新等支援機関等の認定等申請手続（◎経済産業省、デジタル庁）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
経営革新等支援機関の認定申請	中小企業等経営強化法第31条第1項	申請等	民間事業者等	国	26557
経営革新等支援機関の更新申請	同法第33条第1項	申請等	民間事業者等	国	26860

イ 取組内容

（1）に記載した2手続については、登記情報連携システムによる登記情報のオンライン提供対象手続が拡大され登記情報の取得が可能となった場合において、認定経営革新等支援機関電子申請システムを改修し登記事項証明書（商業法人）の添付省略の実現を図る。

53. 建設関連業者の登録申請における利便性向上（◎国土交通省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
測量業者の新規登録申請（法人）	測量法第55条第1項	申請等	民間事業者等	国	28428
測量業者の更新登録申請	同法第55条第3項	申請等	民間事業者等	国	28430
測量業者の変更等の届出	同法第55条の7第1項	申請等	民間事業者等	国	28431
建設コンサルタントの新規登録申請（法人）	建設コンサルタント登録規程第2条第1項	申請等	民間事業者等	国	-
建設コンサルタントの更新登録申請	建設コンサルタント登録規程第2条第3項	申請等	民間事業者等	国	-
建設コンサルタントの変更等の届出	建設コンサルタント登録規程第8条第1項及び第3項	申請等	民間事業者等	国	-
地質調査業者の新規登録申請（法人）	地質調査業者登録規程第2条第1項	申請等	民間事業者等	国	-
地質調査業者の更新登録申請	地質調査業者登録規程第2条第3項	申請等	民間事業者等	国	-
地質調査業者の変更等の届出	地質調査業者登録規程第8条第1項及び第3項	申請等	民間事業者等	国	-
補償コンサルタントの新規登録申請（法人）	補償コンサルタント登録規程第2条第1項	申請等	民間事業者等	国	-
補償コンサルタントの更新登録申請	補償コンサルタント登録規程第2条第3項	申請等	民間事業者等	国	-
補償コンサルタントの変更等の届出	補償コンサルタント登録規程第8条第1項及び第3項	申請等	民間事業者等	国	-

イ 取組内容

建設関連業者（測量業、建設コンサルタント、地質調査業及び補償コンサルタント）の登録申請に係る各種手続は、既に大半がオンライン化されているが、建設関連業者登録システムの改修と併せて、e-Govを活用したオンライン申請環境の整備を行い、2022年（令和4年）11月1日に運用開始した。

今後は、申請の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、2020年度（令和2年度）10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、省略が可能となるよう検討を行う。その他の各種添付書類についても、関連するシステムとの情報連携によって添付省略の実現を図る。

また、登録情報のオンライン閲覧環境を整備し、入札参加資格証明のための書類郵送手続等を廃止することで、申請者の利便性向上を図る。

Ⅲ 添付書類の省略を実施する行政手続

2. 戸籍謄本等の添付省略

(1) 情報連携等の仕組みの構築 (◎法務省)

ア 取組内容

戸籍情報連携システムを新規に整備し、2023 年度（令和 5 年度）末以降、マイナンバー法に基づく戸籍に関する情報の連携を可能とするとともに、行政機関等が電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）を参照するために必要となる戸籍電子証明書提供用識別符号を市区町村が発行し、当該符号の提出を受けた行政機関等が当該符号に対応する戸籍電子証明書を参照することを可能とし、戸籍謄本等の添付を求めている行政手続について、戸籍謄本等で確認している情報を取得するための環境が整った場合は、添付を省略することができるようにする。

Ⅲ 添付書類の省略を実施する行政手続

3. 住民票の写し等の添付省略

54. 電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（◎総務省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
媒介等の業務の届出	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第73条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	-
媒介等の業務の変更届出	同法第73条の2第2項	申請等	民間事業者等	国	-
媒介等の業務の承継届出	同法第73条の2第3項	申請等	民間事業者等	国	112189
媒介等の業務の廃止届出	同法第73条の2第4項	申請等	民間事業者等	国	112190
媒介等の業務の解散届出	同法第73条の2第5項	申請等	民間事業者等	国	112191

イ 取組内容

媒介等の業務に係る各種届出については、2021年度（令和3年度）までは書面のみで行われていたが、販売代理店電子届出システムの改修を行い、2022年度（令和4年度）からオンラインによる届出は可能となったが、住民票について、2025年度（令和7年度）以降の省略を目指すために、2023年度（令和5年度）中に検討を行う。

Ⅲ 添付書類の省略を実施する行政手続

4. その他の書類の添付省略

55. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
輸出証明書の発行申請（国）	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第1項	申請等	民間事業者等	国	-
輸出証明書の発行申請（都道府県知事等）	同法第15条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	-

イ 取組内容

アに記載した2手続について、食品衛生法に基づく営業許可証等の取得情報を、2030年度（令和12年度）から利用者による営業許可証の添付を省略可能とするための運用方法について検討する。

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

1. オンライン化の共通基盤

56. e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応（◎デジタル庁）

（1）取組内容

e-Govは、事業者等の法人（個人事業主を含む。）や団体が社会経済活動を行うための申請・届出等を中心にオンライン申請を受け付けているところ、今後、e-Gov電子申請サービスの利用がますます拡大していくことが想定されることから、e-Govの安定運用を確保するようシステムの維持・管理を行うとともに、クラウドサービス利用による柔軟なシステムリソースを活用するべく、e-Govのガバメントクラウドへの移行の整備を2023年度（令和5年度）までに行い、運用を開始する。また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においてもe-Govを利用しやすくなるよう、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上のために必要となる追加機能を整備する。なお、整備に当たっては、e-Govの利用者等のニーズを踏まえた上で、様々な申請・届出等で共用可能となるよう留意する。

KPI

e-Govのガバメントクラウドでの運用を2023年度（令和5年度）中に開始

57. 法人向けの行政手続のデジタル化（◎デジタル庁）

（1）取組内容

行政手続のオンライン化等を推進するため、以下の情報システム等を整備し、政府全体での活用を推進することで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

・GビズID

一つのID及びパスワードで複数の行政手続システムにアクセスできる認証システムであるGビズIDについて、マイナンバーカードを利用した本人確認を可能とすると同時に、法人商業登記APIとの連携を行うことで法人に係るID発行事務を効率化する。

また、中小企業の手続負担軽減のための取組として、2023年度（令和5年度）中に120万法人の取得を目指すとともに、2025年度（令和7年度）を目途にほぼ全ての法人が取得する環境を目指し、中小企業施策のデジタル化に貢献する。

・Gビズコネク

利用者側の添付書類の省略やワンスオンリーの実現、データに基づく政策の分析・立案を推進するため、行政機関間を中心とするデータ交換・連携の基盤であるGビズコネクについて、2021年度（令和3年度）中に、GビズインフォやJグランツ等のシステムや国立印刷局の決算データなどとの連携を開始した。2023年度（令和5年度）以降は、GIF（政府相互運用性フレームワーク）を活用しデータ連携における利便性の向上を推し進めるとともに、ベース・レジストリや各府省等システムとの連携拡大について検討する。

・Jグランツ（補助金申請システム）

補助金の申請や状況確認等を行うことができる汎用的な補助金申請システムであるJグランツについて、事業者・事務局双方のさらなる負担軽減を目指して、2023年度（令和5年度）以降、システムアーキテクチャ及びUIの刷新を行い、中央官庁や地方公共団体における利用を推進する。本取組を進めることで、政府内のシステム間連携を通じたバックオフィス業務の効率化や、全体的なシステムの利便性向上などに寄与する。

KPI

・GビズID：IDを取得している法人数
（2023年度（令和5年度）：120万法人）
（2025年度（令和7年度）：ほぼ全ての法人）

・Jグランツ：利用補助金数
（2023年度（令和5年度）：1,000 補助金）

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等
2. 国民等、民間事業者と国等との間の手続

58. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の機能強化(◎内閣府、デジタル庁)

(1) 取組内容

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)は、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化するとともに、不合理な重複の排除や過度の集中を避け、研究開発管理業務の効率化を図るシステムとして運用している。今後、以下のとおりe-Radの機能を拡張することにより、研究開発管理の効果的・効率的な実施やEBPMを推進し、デジタル・ガバメントの一層の推進に貢献する。

1. 若手研究者の支援や効果的効率的な研究開発の実施に向けた研究開発管理に係る機能強化を図る。(2024年度(令和6年度)中)
2. 外部システムとの連携を通じて、利用者の入力負荷の軽減や研究データの利活用を促進する。(2024年度(令和6年度)中)
3. 上記のほかEBPMの推進に必要なデータの収集に向けた機能強化を図る。またそれに伴い必要となる情報基盤環境の整備、情報セキュリティ対策を講じることで、安心、安全かつ安定的なサービス提供体制の確保を推進する。(2022年度(令和4年度)及びそれ以降)

KPI

- ①競争的資金制度に関する研究者(又は研究機関)からの応募申込等を含めた一連の手続に関するオンラインによる申請割合(2024年度(令和6年度):100%)
- ②外部システムとの連携数(2024年度(令和6年度):3)

59. 拉致被害者等に対する支援関係手続の利便性向上(◎内閣府)

(1) 取組内容

拉致被害者等給付金の支給の申請(手続ID:40683)等の手続については、2019年(令和元年)12月から、メールによる申請等を可能とし、また、申請等の際に添付を求めている住民票の写しについても、公用請求の仕組みを利用することによって添付の省略を図ったところである。

引き続き、オンライン申請等が可能であることを周知徹底すること等を通じて、オンラインによる申請等の割合の向上に努め、申請者の利便性向上を図る。

KPI

オンラインによる申請等の割合(2023年度(令和5年度):50%)

60. 独占禁止法等に基づく手続(◎公正取引委員会)

(1) 取組内容

企業結合審査に係る手続(手続ID:1008等)、独占禁止法違反事件審査に係る手続(手続ID:1018等)、下請法違反事件に係る手続等については、申請者等の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、2022年度(令和4年度)に実施した公正取引委員会ホームページシステムの更改に合わせて、オンラインによる受付機能の拡充等を行ったところである。

引き続き、オンライン申請等が可能であることを周知徹底するとともに、2023年度(令和5年度)末までに、利用者の意見、要望等を踏まえたUI・UXの改善も含め、利用者の利便性向上等を検討する。

KPI

2022年度(令和4年度)までにオンラインによる受付を可能とした手続のうち、オンラインによる受付の割合(2023年度(令和5年度):30%)

61. 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上(◎警察庁)

(1) 取組内容

交通事故証明書の交付(手続ID:2665)について、損害保険会社における業務の効率化及び交通事故の当事者への迅速な保険金支払等を可能とするため、オンライン申請を実施する損害保険会社の拡大を図るとともに、損害保険会社との専用回線によるオンライン交付を可能とするシステムを整備し(2023年度(令和5年度)中運用開始予定)、申請者の利便性の向上を図る。

また、運転経歴に係る証明書の交付(手続ID:2666)については、ウェブサイトからダウンロードが可能となっている企業一括申請に係る申請書及び委任状の様式の利用拡大を図り、一括申請を行う企業等の事務負担が軽減されるよう努める。

KPI

交通事故証明書の交付に関するオンライン交付の割合(2023年度(令和5年度):20%)

62. 金融分野における手続の電子化（◎金融庁）

（1）取組内容

金融庁電子申請・届出システムは、金融機関等から受け付ける約4,500の申請・届出等についてオンラインで提出することを可能としており、2023年（令和5年）1月には手数料納付等の電子納付機能の運用を開始している。引き続き、オンライン申請・届出等が可能であることの周知等を通じてオンライン化の取組を着実に進める。

また、現在、システムへの認証はGビズIDに限られ、個人（自然人）のシステム利用ができないため、2023年度（令和5年度）中にマイナンバーカードを活用した認証機能の整備を図る。

KPI

- ①申請・届出等のオンラインによる申請件数（2023年度（令和5年度）年間100万件以上）
- ②登録免許税・手数料の電子納付実施機関数（2023年度（令和5年度）年間300機関以上）

63. 政府調達手続の利便性の向上（◎デジタル庁）

（1）取組内容

公共事業を除く政府調達における競争参加資格申請や入札・契約の手続（手続ID:38967）については、既にオンライン化されているが、今後、2024年度（令和6年度）に少額随意契約手続のシステム化対応として、マーケットプレイスモデルを導入し、利用者の利便性向上を図る。また、各府省庁等に対する電子調達システムの運用研修等の充実化を図ることにより電子入札・契約数の向上を図る。

KPI

システム利用件数（2023年度（令和5年度）：2019年度（令和元年度）から20%増）

64. 令和6年全国家計構造調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

（1）取組内容

全国家計構造調査のオンラインによる回答（手続ID:11879）については、2019年（令和元年）調査の実施結果等を踏まえ、全ての調査世帯が迷いなく、簡単に回答できる、ユーザビリティ等を考慮したシステムへの改修を2023年度（令和5年度）から2024年度（令和6年度）にかけて行うことにより、インターネット回答を推進する。

また、統計局、都道府県及び市区町村の職員が一元的に調査世帯のインターネット回答状況等を把握可能な調査状況管理システムの改善を2024年度（令和6年度）から導入することにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

オンライン回答率（2024年（令和6年）：18.6%（前回調査）以上）

65. 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化（◎総務省、デジタル庁）

（1）取組内容

無線局開設手続（手続ID:11187）等における行政サービスの向上を図るため、システム刷新に向けた方針・スケジュール等を2020年度（令和2年度）中に策定するとともに、視認性の高い画面構成や入力支援機能の充実等、利用者視点でのシステム構築の検討を開始したところ。2022年度（令和4年度）からシステムの構成や移行方式を考慮した要件定義を行い、刷新後のシステムによるサービスを2024年度（令和6年度）以降に開始する。

また、個人免許人が主に使用する「電波利用電子申請・届出システムLite」とマイナポータルとのシングルサインオン機能の普及啓発についても引き続き努める。

KPI

個人からの申請における、無線局の免許/再免許等（手続ID:11124）のオンライン申請の割合（2023年度（令和5年度）：50%）

66. 令和5年住宅・土地統計調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

（1）取組内容

住宅・土地統計調査のオンラインによる回答（手続ID:11872）については、全ての調査対象者が迷いなく、簡単に回答できる、ユーザビリティ等を考慮したシステムへの改修を2022年度（令和4年度）から2023年度（令和5年度）にかけて行うことにより、インターネット回答の推進を図るとともに、統計局、都道府県及び市区町村の職員が一元的に調査世帯のインターネットの回答状況等を把握可能な「提出状況管理システム」を2023年度（令和5年度）から導入することにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

オンライン回答率（2023年度（令和5年度）：23.3%（前回調査）以上）

67. 令和7年国勢調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

（1）取組内容

国勢調査のオンラインによる回答（手続ID:11929）については、全ての国民が迷いなく、簡単に回答できる、ユーザビリティ等を考慮したシステムへの改修を行うことにより、インターネット回答の推進を図るとともに、地方公共団体で行う調査の運用や回答の審査事務等（手続ID：11880）についても、令和2年国勢調査の実施結果等を踏まえた見直しにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

- ①オンライン回答率（2025年（令和7年）：40.0%以上）
- ②地方公共団体のシステム評価（2025年（令和7年）：70.0%以上高評価）

68. 政治資金関係申請等の利便性向上（◎総務省）

（1）取組内容

政治資金団体の届出（手続ID:8946）などの手続については、既にオンラインによる申請を可能としているが、引き続き、政治資金関係申請・届出オンラインシステムの利用の周知徹底を行うとともに、現状分析を踏まえたUI・UXの改善も含め、利用者の利便性向上等を検討する。

KPI

設定なし
（届出等については、政治団体の設立、解散など個別の状況に応じて行われるものであり、KPIを設定することは難しいため。）

69. 国税関係手続における自己情報のオンライン確認（◎財務省、デジタル庁）

（1）取組内容

納税者が自己の各種特例適用状況（青色承認、消費税簡易課税等）や過去の申告・納税履歴等をマイナポータルや国税電子申告・納税システム（e-Tax）により確認できる機能（マイページ）について、税務代理人への利用の拡大（2025年度（令和7年度））や表示する情報の拡大（2027年度（令和9年度））から順次など機能の充実の実現に向けて可能な限り早期に検討する。
また、税務署からの通知等についても最大限デジタル化を推進し、併せてそれらの通知等があったことを納税者が早期に把握できる手段を講じる。

KPI

2023年度（令和5年度）までに、e-Taxのマイページについて、法人利用者へ利用を拡大する。

70. 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等（◎文部科学省、デジタル庁）

（1）取組内容

就学支援金受給資格認定の申請（手続ID:14929）、保護者等収入状況の届出（手続ID:14935）、授業料減免の届出（手続ID:14941）について、2019年（平成31年）4月から、スマートフォンによるものを含めオンラインによる申請等を実施しており、本人確認の方法についてはID・パスワード方式による本人確認を実施し、また、就学支援金の支給額の早期確定・支給及び都道府県や学校の事務負担軽減を推進するため、マイナポータルと連携した保護者等の所得情報の確認を実施しているところ。引き続き、申請者等の意見を踏まえた改善等を行うことで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

オンラインによる申請の割合（2023年度（令和5年度）末：70%）

71. 「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」を利用した手続の利便性の向上（◎厚生労働省）

（1）取組内容

「帰国者・接触者外来等の受診者数の報告」及び「感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の報告」について、当初、都道府県が管下の医療機関から電話やFAX等で収集した情報をエクセル帳票に取りまとめ、国にメール送信することによって行われていたが、2020年度（令和2年度）5月に、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）を整備し、同システム上での報告を可能とすることで、利用者の利便性向上及び行政事務の効率化を図った。2020年度（令和2年度）中にインターフェースやデータ可視化、他の情報システムとの連携等、G-MISの改修を行い、医療機関や地方公共団体等における更なる利便性向上を検討し、ワクチン接種記録システム（VRS）とのID連携を可能とした。

今後も、引き続き、医療機関を対象とした調査を行うプラットフォームとして、様々な調査が同一システムで実施できるよう、利便性向上のための改修を行う。さらに、収集した情報を、地方公共団体等と迅速な情報共有を行うツールとして、新型コロナウイルス感染症対策以外においても、長期的に活用する。

KPI

G-MIS上での既存調査・報告の実施件数（2023年度（令和5年度）：7件）

72. 労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上（◎厚生労働省）

（1）取組内容

①労働基準法の関連手続について

2022年度（令和4年度）においては、入力チェック機能の拡充を実施したほか、e-Gov上で受理印を付した様式を返送可能な手続を、時間外労働・休日労働に関する協定届（手続ID:49798）、1年単位の変形労働時間制に関する協定届（手続ID:49212）、就業規則（変更）届以外にも拡充し、届出の様式だけでなく、添付資料についても受理印を付して返送可能な機能を設けた。2023年度（令和5年度）においては、2024年（令和6年）4月1日に労働時間の上限規制が適用となる、適用猶予業種・業務に対する時間外・休日労働に関する協定届の手続を追加するシステム改修を行うほか、専門・企画型裁量労働制の様式変更に伴い、新様式を追加する予定である。

②労災保険関連手続について

労災年金等の遺族補償年金（手続ID:49315）、障害補償年金（手続ID:49855）等について、請求人の希望により、マイナポータル経由で公金口座情報を取得することで、請求書への口座情報入力を省略する。（2022年度（令和4年度）から順次予定）。

③労働安全衛生法の関連手続について

労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）（手続ID:50263）等の電子申請について、電子署名不要設定（2021年度（令和3年度）実施済）、届出・申請等帳票印刷に係る入力支援システムの改修（今後、当該システムから直接電子申請できるように改修する予定（2023年度（令和5年度）中目途））等を実施する。

④未払賃金立替払制度の関連手続について

未払賃金立替払制度に基づく調査の結果、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、支払事務を行う労働者健康安全機構とシステムを通じて情報連携できるよう、システム改修を実施し、利便性向上に努める（2025年度（令和7年度）後半予定）。

KPI

オンラインによる申請等の割合：①20%（2023年度（令和5年度）末）、③20%（2026年度（令和8年度）末）

73. 医薬品等製造業等の許可申請等（◎厚生労働省）

（1）取組内容

医薬品等製造業等の許可申請等の36手続について、医薬品医療機器申請・審査システム及び申請電子データシステムの改修を行い、2022年度（令和4年度）からオンラインによる手続を可能とし、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図った。

また、既にオンライン化が実現している化粧品製造販売届出について、同システムの改修を行い、変更事項ごとの届出を可能とすることで提出する届書の件数削減を図り、さらなる申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。

加えて、申請の際の手数料納付手続についても、オンラインによる手法の選定及びその費用対効果に関する調査結果を踏まえて、さらに検討を加え、同システムの改修等、必要な措置を講じる。

KPI

オンラインによる申請の割合（2023年度（令和5年度））：40%

74. 国民生活基礎調査の調査票の提出（◎厚生労働省）

（1）取組内容

国民生活基礎調査のオンラインによる回答(手続ID:120776)については、2022年（令和4年）調査の実施結果等を踏まえ、電子調査票や調査用品を改善すること及びコールセンターにおける照会対応を充実させることで、調査対象者がインターネット回答しやすい環境を整えることにより、オンライン回答を推進する。また、保健所及び福祉事務所の職員が調査世帯のインターネット回答状況を把握する際に使用するツールの改善や、調査員が直接回答状況を把握できる仕組みを導入することにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化、自治体の負担軽減を図る。

KPI

未設定

（2022年（令和4年）調査は一部の都道府県において試行的にオンライン調査を導入したものであり、現在集計中の2022年（令和4年）調査の結果を踏まえ、2023年（令和5年）調査のKPIを設定する必要があるため、現段階では設定不能。）

75. 品種登録のオンライン出願の利便性向上等（◎農林水産省）

（1）取組内容

当省が所有する情報システムと財務省会計センターが所有する歳入金電子納付システムとを接続する農林水産省共通のクラウド型汎用受付基盤が2022年度（令和4年度）に新たに構築されたことから、品種登録業務関連システムにおいても当該受付基盤を経由するよう、2023年度（令和5年度）に財務省会計センターとの接続方法の見直しを実施する。また、農水省共通のクラウド基盤であるMAFFクラウドに移行しシステムの全面的な見直しを実施するとともに、改正種苗法に基づく審査業務に対応できるよう等品種登録業務関連システムの公開を2023年度（令和5年度）中に実施することで出願者の利便性の向上を図る。

加えて、海外における我が国の優良品種の保護を図り、戦略的な輸出市場の確保を図るため、東アジア地域における複数国同時出願プラットフォームの構築に向けて、UPOVの出願支援システムとのオンラインでの接続において多要素認証を行うための改修を2023年度（令和5年度）に実施する。

KPI

品種登録出願数に占めるオンライン出願数の割合（2026年度（令和8年度））：70%

76. 家畜人工授精所の運営状況報告手続（◎農林水産省）

（1）取組内容

（1）に記載した運営状況の報告については、法改正により新たに義務化されたため、2021年度（令和3年度）分から、精液等情報システムを用いたオンラインによる報告を可能とすることで、申請者等の利便性向上を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施しているが、今後、GビズIDの活用を図る。

KPI

オンラインによる報告の割合（2025年度（令和7年度））：60%

77. 外為法に基づく許可承認等手続のオンライン利用拡大（◎経済産業省）

（1）取組内容

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく規制対象貨物の輸出許可の申請（手続ID:22718）等の手続については、既にオンライン化されているが、手続関係者における業務の効率化及び入力誤り等の未然防止を図るため、2025年（令和7年）にかけて申請者UI改善などの技術的対策や制度自体の見直しを実施するとともに、申請者に対して丁寧に周知広報していくことでオンライン利用の拡大に向けた検討を実施する。

KPI

オンラインによる申請の割合（2026年度（令和8年度））：100%

※抜本的にUI改善を行う第7次NACCS更改が2025年度（令和7年度）10月に予定されているため。なお、KPI達成に向け、国際条約に基づく事務手続については国際条約等との整合性を取る必要があるため、有志国との連携・調整も含めて検討する。

78. 確認を受けた新規化学物質に係る報告（◎経済産業省、厚生労働省、環境省）

（1）取組内容

確認を受けた新規化学物質に係る報告（手続ID：219093）の手続については既にオンライン化されているが、届出時には対象事業者に対してオンラインを利用するよう周知することで、オンライン申請率の向上を図る。

KPI

オンラインによる申請の割合（2024年度（令和6年度）：50%）

79. 経営力向上計画の認定申請の利便性向上（◎経済産業省、デジタル庁）

（1）取組内容

経営力向上計画の認定申請手続については、2020年度（令和2年度）からオンラインによる申請を可能とした。今後も、事業者・行政双方の生産性を向上させるとともに、申請情報を利活用可能なデータとして蓄積し、行政サービスの見える化や政策の効果検証・立案へとつなげるため、以下の取組を実施する。

・経営力向上計画申請プラットフォーム
経営力向上計画の認定申請手続については、現状、経営力向上計画申請プラットフォームを整備し、オンラインによる申請が可能となっているが、一部の府省庁のみの対応となっている。今後は、エラーチェックや自動計算機能などの申請サポート機能による中小企業者等の申請作業負担の軽減、エラーの軽減による経済産業局等の審査の効率化・迅速化、及び審査状況の見える化といったオンライン申請のメリットを一層広く行き渡らせ、中小企業者等や同プラットフォームに対応していない府省庁へのオンライン申請の普及促進を図る。また、2023年度（令和5年度）中に蓄積した申請情報を活用して、政策の効果検証等を行い、今後の政策立案につなげる。

KPI

オンラインによる経済産業省単管申請の割合（2025年度（令和7年度）：100%）
ただし、所管府省庁との調整等が必要な申請は除く。

80. 特定技能外国人材（製造業分野）ポータルサイトの利便性向上（◎経済産業省）

（1）取組内容

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会届出及び製造分野特定技能評価試験の受験申込みや合格証明書の発行申込み等について、特定技能外国人材（製造業分野）ポータルサイトで手続が可能となっているが、引き続きUIの改修等を行い、利用企業等の利便性が向上するよう努める。

KPI

特定技能外国人材（製造業分野）ポータルサイトを通じたオンラインでの手続の割合（2024年度（令和6年度）：100%）

81. 中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定申請の利便性向上（◎経済産業省、デジタル庁）

（1）取組内容

特定中小企業者の認定にかかる申請・受付・審査及び結果通知（手続ID:26581）については、2023年（令和5年）4月から国が構築した中小企業者認定・融資電子申請システム（SNポータル）の利用申請の受付を開始した。2023年度（令和5年度）以降は、手続の受け手となる地方等に当該システムの活用を促進するための継続的な説明会の開催を実施するほか、システム利用者の意見を反映するためのシステム改修を実施し利便性の向上を図る。

KPI

特定中小企業者の認定申請に係るオンライン申請を希望する自治体の導入割合（2026年度（令和8年度）：100%）

82. 審査・リコール課個別業務システムの利便性向上（◎国土交通省）

（1）取組内容

現行の審査・リコール課個別業務システム（手続ID:A011650）について、クラウド化や法改正等に伴うシステム改修を迅速かつ安価にできるシステムとし、利用者の利便性向上、業務の効率化・合理化、システムの安全性・信頼性の向上等を図るため、2024年度（令和6年度）に次期システムを構築する。

KPI

オンラインによる申請の割合（令和5年度（2023年度）：80%）

83. 道路占用許可申請手続の利便性向上（◎国土交通省）

（1）取組内容

道路の占用許可（企業占用）（手続ID:33952）については、既にオンライン化されているが、2023年度（令和5年度）から一部の地域において地下埋設占用物件の位置情報を三次元化すること等により、工事の際の事業者間の調整の円滑化など申請者の負担軽減を可能とし、道路占用許可申請手続の迅速化を推進する。

KPI

未定（2023年度（令和5年度）から一部の地域において実証実験を開始する予定であり、当該実証実験の結果等を踏まえ設定予定）

84. 特殊車両通行手続の利便性向上（◎国土交通省）

（1）取組内容

特殊車両通行許可申請（手続ID:33956）については、既にオンライン化されているが、オンラインで即時に通行可能な経路を回答する特殊車両の新たな通行制度を2022年（令和4年）4月から運用開始したところであり、引き続き対象となる道路に係る情報の電子データ化等を進め、制度の利用拡大を推進する。

85. 建設設備及び昇降機等の定期検査における報告の利便性向上（◎国土交通省）

（1）取組内容

建築設備及び昇降機等の定期検査の報告（手続ID:31204、31262）については、令和2年度（2020年度）に電子メールを活用したオンラインによる報告が可能となるよう措置した。

今後は、電子メールによる報告の活用状況や課題等を踏まえ、特定行政庁内でのデータとしての活用のしやすさや、様式の標準化について留意しつつ、他のデジタル化手法（入力システム等）を検討し、必要な措置を講ずる。

KPI

建築設備及び昇降機等の定期検査における結果報告のオンライン利用率（令和7年度（2025年度）：40%）

86. 無人航空機関係手続

（1）取組内容

無人航空機の登録等、航空法に基づく無人航空機関係の手続については、ドローン情報基盤システムにより、本人確認や手数料納付を含め、オンライン化がなされている。

無人航空機の飛行の安全性向上及びシステムの利便性向上を図るため、ドローン情報基盤システムについて、無人航空機運航者が登録した飛行計画等を踏まえたリスク判定を行い注意喚起を行う機能の追加等を2023年度（令和5年度）に実施する。

KPI

オンラインによる申請の割合（2025年度（令和7年度）：90%）

87. 温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理の実現による、利用者の利便性向上（◎環境省）

（1）取組内容

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく温室効果ガス算定排出量の報告（手続ID:222200）は、既にオンライン化されているが、温室効果ガス排出量集計・公表システムに代えて、2022年（令和4年）から順次、関連する制度やシステムとの統合・機能連携や、温室効果ガス排出状況の公表・分析機能等を備えた省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS: Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System）を後継システムとして整備し、利用者の利便性の向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI

温室効果ガス排出量の報告から公表までの期間（現状（2019年度（令和元年度）実績以前）は約2年半ほどかかっているところ、2022年（令和4年）実績をEEGSの活用により12か月まで短縮する。

88. 犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録（◎環境省）

（1）取組内容

（1）に記載した8手続については、2022年（令和4年）6月より動物愛護管理法に基づく犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録電子システムを稼働させ、オンラインによる申請等及び登録証明書の交付や、申請等に係る手数料のオンライン納付を可能としたところである。引き続き、利用者のオンライン利用率向上に資する取組として英語版ホームページを整備するほか、FAQや操作マニュアル等の拡充や、プルダウンメニュー追加等の新機能のリリースを行い、2023年度（令和5年度）末にオンライン利用率92%を上回ることを目指す。

KPI

オンラインによる申請等の割合：92%以上（2023年度（令和5年度）末）

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

3. 国民等、民間事業者と地方公共団体等との間の手続

89. 警察における行政手続の利便性向上 (◎警察庁)

(1) 取組内容

警察における行政手続のオンライン化は、これまで各都道府県警察において取り組んできたが、警察庁では、定型的な道路使用許可の申請（手続ID:2850）等を始めとする一部の手続について、メールによる簡易な方法で申請等の手続ができるよう、試行的なウェブサイトとして「警察行政手続サイト」を構築しており、2021年（令和3年）6月から運用を開始した。さらに、2022年（令和4年）1月及び2023年（令和5年）1月にも対象手続を追加し、現在は23手続が対象となっている。

また、警察庁では、政府全体で利用する情報システム、基盤、機能等の実装状況を踏まえつつ、今後より多くの手続を対象とし、より利便性高く手続を行うことができるよう、添付書類の合理化等の手続自体の見直しも含め、システムの構築に向けた検討を進めている。

KPI

性質上オンライン化できない手続以外の手続のオンライン化率（現在検討中の行政手続オンライン化のシステム運用開始から5年後の年度末まで：100%）

90. 食品衛生営業許可申請等の利便性向上 (◎厚生労働省、デジタル庁)

(1) 取組内容

営業許可の申請について、地方公共団体における行政手続（申請）の手数料納付のオンライン化は、「規制改革実施計画」に基づいた全体的な推進状況を踏まえつつ、オンライン納付を可能とすることを検討する。

KPI

オンラインによる申請等の割合（2024年（令和6年）：20%、2029年（令和11年）：80%）

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

4. その他

91. 国家公務員等への旅費の支給等のクラウドサービス利用による利便性向上（◎デジタル庁）

（1）取組内容

国家公務員等への旅費の支給などの手続については、旅費等内部管理業務共通システムにおいて既にオンライン化されているが、2023年度（令和5年度）末の第一期政府共通プラットフォームの運用終了に合わせて、クラウド・バイ・デフォルト原則を踏まえ、クラウド環境を前提とした次期システム基盤への移行を実現する。クラウドサービスの利用により、可用性の高いシステムへ移行することで利用者の利便性を向上させるとともに、運用・保守の効率化を図る。

KPI

運用等経費の削減割合（2026年度（令和8年度）：50%）

92. 震度情報ネットワークシステムの機能強化（◎総務省）

（1）取組内容

都道府県が整備した震度計から得られる震度情報を消防庁が集約する震度情報ネットワークシステムは、地方公共団体においてきめ細やかな震度分布の把握による適切な初動対応に資するほか、国において震度情報に基づく被害状況の推計による迅速、的確な応急対策の実施に資するものとなっている。

2023年（令和5年）現在、一層迅速・的確な応急対策を講じるため、通信回線の光回線化などによる同システムの機能強化を図っている。

KPI

通信回線の光回線化などによりシステムの機能を強化した都道府県（47 都道府県）

V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

デジタル庁及び総務省は、次に掲げる手続について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省庁と連携しガイドラインの作成等により支援する。

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 4) 地方税申告手続（eLTAX）
- 5) 自動車税環境性能割の申告納付
- 6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 水道使用開始届等
- 9) 港湾関係手続
- 10) 道路占用許可申請等
- 11) 道路使用許可の申請
- 12) 自動車の保管場所証明の申請
- 13) 駐車場の許可の申請
- 14) 建築確認
- 15) 粗大ごみ収集の申込
- 16) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- 17) 犬の登録申請、死亡届
- 18) 感染症調査報告
- 19) 職員採用試験申込
- 20) 入札参加資格審査申請等
- 21) 入札
- 22) 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
- 23) 消防法令における申請・届出等

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア. 子育て関係

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 3) 氏名変更／住所変更等の届出

- 4) 受給事由消滅の届出
- 5) 未支払の児童手当等の請求
- 6) 児童手当に係る寄附の届出
- 7) 児童手当に係る寄附変更等の届出
- 8) 受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の届出
- 9) 受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の変更等の届出
- 10) 児童手当等の現況届
- 11) 支給認定の申請
- 12) 保育施設等の利用申込
- 13) 保育施設等の現況届
- 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 15) 妊娠の届出

イ. 介護関係

- 1) 要介護・要支援認定の申請
- 2) 要介護・要支援更新認定の申請
- 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 6) 被保険者証の再交付申請
- 7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ. 被災者支援関係

- 1) 罹災証明書の発行申請
- 2) 応急仮設住宅の入居申請
- 3) 応急修理の実施申請
- 4) 障害物除去の実施申請
- 5) 災害弔慰金の支給申請
- 6) 災害障害見舞金の支給申請
- 7) 災害援護資金の貸付申請
- 8) 被災者生活再建支援金の支給申請

エ. 転出・転入手続関係

- 1) 転出届
- 2) 転入予定市区町村への来庁予定の連絡